

知床世界自然遺産地域管理計画の見直し検討について

見直しに当たっての重点ポイント

①保全管理の目標設定と、長期モニタリング計画による順応的管理の実現

(→p1「1.」)

- ✓ 保全管理の目標を設定し、目標達成状況を長期モニタリング計画の枠組みにより評価
- ✓ 評価結果は保全管理に反映し、必要な見直しを行うことで、PDCAによる順応的管理を進めていくことを記載

②基本方針を踏まえた各関連計画に基づく保全管理の推進 (→p7「6.」)

- ✓ 管理計画は基本方針を定めるものとし、個別的管理方策は関連計画に基づいて実施
- ✓ 各関連計画の内容のうち、遺産管理の基本方針となるものは管理計画にも記載

③遺産の価値および現状を追加 (→p3「3.」,p5「4.」)

- ✓ 守るべき知床の価値と現状を記述
- ✓ 価値の現状は、第1期長期モニタリング計画の総合評価の結果に基づき記載

④気候変動を考慮した順応的管理 (→p27「6-2(7)」)

- ✓ 保全管理は気候変動による影響を念頭に置いたものとし、気候変動に対する順応的管理戦略を策定することなど、具体的な取組を進めることを記載

⑤地域主導による遺産価値の保全と利用の好循環

(→p28「6-2(9)」,p30「7.(3)」)

- ✓ 地域主導による様々な主体との連携、情報共有を推進しつつ、遺産価値の保全と地域の暮らしや産業との両立を図っていくことを記載
- ✓ 付加価値を高めたエコツーリズムの推進により、来訪者の満足度を向上させることによって、地域経済の活性化と遺産価値の保全を促進する好循環を生み出していくことを記載

目次

現行計画	見直し案
1. はじめに	1. はじめに
2. 目的	2. 管理計画の基本的事項 (1) 管理計画の目的 (2) 管理計画の対象範囲 (3) 管理計画の期間 (4) 管理計画の見直し
—	3. 知床世界自然遺産の価値
—	4. 知床世界自然遺産の現状と課題 (1) 長期モニタリング計画に基づく総合評価の結果 (2) 世界遺産委員会からの勧告への対応状況
3. 遺産地域の概要 (1) 位置等 (2) 総説 (3) 自然環境 (4) 社会環境 (5) 遺産地域の保護制度等	— (巻末へ移動)
4. 管理の基本方針 (1) 管理の目標 (2) 管理にあたって必要な視点	5. 保全管理の目標
5. 管理の方策 (1) 陸上生態系及び自然環境景観の保全 (2) 海域の保全 (3) 海域と陸域の相互関係の保全 (4) 自然の適正な利用 (5) 遺産地域の管理に係る関係行政機関及び地元自治体の体制 (6) 保全・管理事業の実施 (7) 調査研究・モニタリング (8) 気候変動の影響への対応 (9) 年次報告書の作成 (10) 情報の共有と普及啓発	6. 管理の基本方針 6-1 地域区分による自然環境の保全管理 6-2 基本方針 (1) 保護制度等の適切な運用 (2) 陸域に関する保全管理 ①野生動物の保全管理 (3) ②植物群落の保全管理 (4) ③外来種対策 (5 -3) 海域の保全管理と一次産業との両立 (6 -4) 海域と陸域の相互関係の保全 (7 -5) 自然の適正な利用 (8 -6) 長期モニタリング及び総合評価に基づく順応的管理 (9 -7) 気候変動への対応 (10 -8) 自然景観の保全 (11 -9) 地域との連携・協働による保全管理
6. 計画の実施その他の事項 (1) 計画の実施等 (2) 地元自治体の取組 (3) 資金	7. 管理の実施体制 (1) 遺産地域の管理機関及び地元自治体の体制 (2) 科学的助言に基づく順応的管理のための体制 (3) 関係者の連携のための体制 (4) 管理計画の実施状況の点検 (5) 年次報告書の作成 (6) 情報の発信・共有と普及啓発等
7. おわりに	8. おわりに

コメントの追加 [修正の背景1]:
ヒグマ WG 意見:
項目立てとしては陸域全体をまとめる見出しがあった方がよい。

現行計画	見直し案	見直しの方向性等
<p>1. はじめに</p> <p>知床世界自然遺産地域（以下「遺産地域」という。）とその周辺海域は、北半球における流氷の南限とされ、流氷下のアイスアルジー（氷に付着した藻類）や、流氷形成時の鉛直混合により作られる栄養塩の豊かな中層水がもたらす植物プランクトンの大増殖を基礎とした食物網を通して、多種多様な生物が生息・生育する地域である。</p> <p>知床に生息するシロザケ、カラフトマス、サクラマス、オショロコマが、海と川を行き来し、これらを重要な餌資源とするヒグマやシマフクロウ、オオワシ、オジロワシといった大型哺乳類や絶滅のおそれのある猛禽類をはじめ海棲哺乳類、海鳥など様々な生きものが生息し、また北方系と南方系の野生生物が混生するなど、海域と陸域の自然環境が密接に影響し合い、多様な生物相と生物間相互作用に支えられた豊かな生態系を形づくっている。また、火山活動により形成された急峻な知床連山、山麓を覆う原生的な森林、切り立つ海岸断崖、多様な湿原・湖沼群など様々な景観が凝縮され、優れた自然美を有している。</p> <p>知床は、平成 17 年（2005 年）7 月の第 29 回世界遺産委員会において世界遺産のクライテリア（評価基準）に合致する顕著な普遍的価値を有すると認められ、世界自然遺産に登録された。</p> <p>このように世界的にも類いまれな価値を有する遺産地域の自然環境を人類共有の資産と位置付け、より良い形で後世に引き継いでいくものとする。</p>	<p>1. はじめに</p> <p>知床世界自然遺産地域（以下「遺産地域」という。）とその周辺海域は、北半球における流氷の南限とされ、海水下海中や海水下部のアイスアルジー（海水に付着した単細胞藻類）や、海水形成時の鉛直混合により作られる栄養塩の豊かな中層水がもたらす植物プランクトンの大増殖を基礎とした食物網を通して、多種多様な生物が生息・生育する地域である。</p> <p>知床に生息するシロザケサケ、カラフトマス、サクラマス、オショロコマが海と川を行き来し、これらを重要な餌資源とするヒグマやシマフクロウ、オオワシ、オジロワシといった大型哺乳類や絶滅のおそれのある猛禽類をはじめ、海棲哺乳類、海鳥など様々な生きものが生息し、また、北方系と南方系の野生生物が混生するなど、海域と陸域の自然環境が密接に影響し合い、多様な生物相と生物間相互作用に支えられた豊かな生態系を形づくっている。</p> <p>このような顕著な普遍的価値を有する知床は、2005 年（平成 17 年）7 月の第 29 回世界遺産委員会において世界自然遺産として登録された。</p> <p>「知床世界自然遺産地域管理計画（以下「管理計画」という。）では、この世界的にも類いまれな価値を有する遺産地域の自然環境を人類共有の資産として将来にわたって適正に保全管理していくために、各種制度の運用及び各種事業の推進等に関する基本方針を明らかにする。保全管理の目標及び基本方針を明らかにしたものである。個別の方策は関連計画や各種事業により実行し、各目標の達成状況は知床世界自然遺産地域長期モニタリング計画（以下「長期モニタリング計画」という。（付属資料●））で定めた枠組みで確認・評価を行うとともに、評価結果は保全管理に反映し必要な見直しを行うことで、順応的に管理を実施していく（図●）。</p> <p>また、遺産地域の適正かつ円滑な保全管理を実現するため、遺産地域の保全に係る各種法制度を所管する環境省、林野庁、文化庁及び北海道（以下「関係行政機関」という。）が、知床世界自然遺産地域科学委員会（以下「科学委員会」という。）の助言を得つつ、斜里町及び羅臼町（以下「地元自治体」という。）並びにその他の行政機関、漁業・観光関係の団体をはじめ遺産地域の保全管理や利用に密接な関わりを持つ団体（以下「関係団体」という。）等と相互に緊密な連携・協力を図っていくものとする。</p>	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ — <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理計画の位置づけの明確化 <p>【見直しの方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理計画の位置づけとして、「管理計画は各種制度の運用及び各種事業の推進等に関する基本方針を明らかにするものである」ことを、冒頭の「はじめに」に記載 ・ 関係機関等が連携して管理していく旨を記載 ・ 登録時のクライテリア（生態系及び生物多様性）に関する事項について記載 ・ 年号の表記は「西暦（和暦）」で統一（以下同様） ・ 「シロザケ」という通称はすべて削除し、学術論文で用いられている標準和名を用いる。公式な学術論文で用いられる「サケ」に統一（以下同様）

- コメントの追加【修正の背景2】:
- 全般に対する意見
 - ・ エゾシカ WG 意見：「保護管理」と「保全管理」が混在している。→（事務局回答）「管理」というと「捕獲して減らす」といったニュアンスが社会的に定着しつつある一方で、知床では、減らすことと保護も同時並行で行われている。その点は「保護管理」とした結果、「保全」と「保護」が混在している。英訳時は、「保全」「conservation」、「保護」「protection」。
 - ・ ヒグマ WG 意見：基本方針を記載する計画なのであれば、「何をする」「こうしていく」ということが明確に読み取れる文章表現をすべき。他人事のような文章になっている部分が多い。・ 現行計画による管理の中で課題として残されているものは、次の管理計画の中で解決していくような具体的な記述が求められる。
 - ・ エコツアーWG 意見：課題がある以上、見直しの方向性は課題解決を志向した記述とするべき。
- コメントの追加【修正の背景3】:
- 海域 WG：修正を提案
- コメントの追加【修正の背景5】:
- 河川工作物 AP による整理
- コメントの追加【修正の背景4】:
- 遺産管理計画の体系を「はじめに」に記載

—	<p>(3) 管理計画の期間 本管理計画の期間は、概ね10年とする。</p>	<p>【実績】 ・—</p> <p>【課題】 ・現行計画では規定なし</p> <p>【見直しの方向性】 ・「管理計画の期間」を新たに項目立てし、記載 ・長期モニタリング計画の総合評価のタイミングと合わせた概ね10年とすることを記載</p>
—	<p>(4) 管理計画の見直し 長期モニタリング計画に基づく中間評価（5年間のモニタリング結果をもとに実施）及び総合評価（10年間のモニタリング結果をもとに実施）の結果を踏まえ、管理計画の目標の達成状況等を評価し、必要に応じて管理計画の見直しを行う。 見直しに当たっては、科学委員会からの助言を得つつ、知床世界自然遺産地域連絡会議（以下「地域連絡会議」という。）において検討する。</p>	<p>【実績】 ・管理計画は遺産登録後の2009年（平成21年）に見直しを実施 ○知床世界自然遺産候補地管理計画 …2004年（平成16年）1月策定 ○知床世界自然遺産地域管理計画 …2009年（平成21年）12月策定</p> <p>【課題】 ・現行計画では、具体的な見直しのタイミングについての記載はなし</p> <p>【見直しの方向性】 ・「管理計画の見直し」を新たに項目立て ・長期モニタリング計画の中間評価や総合評価の結果に基づいて管理目標の達成状況等を評価し、必要に応じて当該タイミングで見直しを行うことを記載 ・現行計画と同様に、科学委員会からの助言を得つつ、地域連絡会議において見直しについて検討することを記載</p>
<p>3. 遺産地域の概要</p> <p>(1) 位置等</p> <p>(2) 総説</p> <p>(3) 自然環境</p> <p>(4) 社会環境</p> <p>(5) 遺産地域の保護制度等</p>	<p>※(1)は巻末3へ移動 ※(2)～(4)は巻末1へ移動 ※(5)は「6-2(1)」に移動</p>	<p>【実績】 ・—</p> <p>【課題】 ・—</p> <p>【見直しの方向性】 ・管理計画の冒頭部分のボリュームを軽くするために、巻末等に移動</p>
—	<p>3. 知床世界自然遺産の価値</p> <p>(1) 世界自然遺産として認められた価値</p> <p>2005年（平成17年）7月の世界遺産委員会において、以下により「クライテリアix（生態系）」及び「クライテリアx（生物多様性）」に合致するものとして世界自然遺産に登録された。</p> <p>【参考：登録基準（巻末2参照）】</p>	<p>【実績】 ・—</p> <p>【課題】 ・—</p> <p>【見直しの方向性】 ・「知床世界自然遺産の価値」を新たに項目立てし、世界自然遺産</p>

コメントの追加【修正の背景8】:
海域WG意見:
これがなんのクライテリアなのか、本文では少し追記するとよいのでは。(たとえば用語集にもある「世界遺産リスト登録のクライテリア」でもよい)

	<p>ており、資産の自然科学的特徴は、自然の完全性を高レベルで維持し続けている。管理機関は、高密度のクマとシカに対する戦略を含む管理計画の規定を実行するための適切なリソースを有している。</p> <p>(2) 知床が有するその他の価値</p> <p><u>世界遺産として認められた価値以外にも、知床半島は自然景観や文化的価値など多様な価値を有する地域である。</u></p> <p><u>海域では、海水の到来により青い海面から白い氷原への変化が見られるほか、海岸線は火山活動と海氷の浸食作用を受けて作り出された海蝕崖や奇岩で構成されており、独特で美しい景観を有している。かつて暮らしていたアイヌはそれらの奇岩を漁の目印にしたり、豊漁や安全を祈る場所として利用していたため、現在でもアイヌ語による地名が多く残っている。サケ類やホッケなどの資源が豊富で現在も漁業が盛んに行われており、地域を代表する産業となっている。</u></p> <p><u>陸域では急峻な地形に異なる植生帯が成立しており、紅葉が進む秋期には色鮮やかな景観も見ることができる。知床半島のほぼ中央に位置する硫黄山周辺では、高純度の溶融硫黄を大量に噴出した時期もあり、現在も噴気孔や温泉水が流れる溪流など特徴的な景観が見られるほか、旧硫黄採掘跡は歴史的な面影を留めている。</u></p> <p><u>さらに、多くの野生動物の営みを観察できることも遺産地域の自然景観の魅力である。冬期には海氷上でアザラシやオオワシ、オジロワシ、夏期には海蝕崖で海鳥が多数のコロニーを形成する。また秋期には河川を遡上するサケ類やそれを捕食するヒグマの様子なども観察することができる。</u></p> <p><u>なお、このような知床半島の生態系は、すべてが原生的な環境として残されてきたものではなく、これまで長い年月の間、人の暮らしによる影響を受けた結果として成立した環境も随所に見られる。1977年には、乱開発の危機にあった土地を全国各地の賛同者による寄付により原生の森を復元する「しれとこ 100 平方メートル運動」が開始され、今も取組が引き継がれていることなど、現在も地域住民や様々な関係者が知床に係わることによって多様な価値が生まれていることも知床の特徴である。</u></p>	
<p>—</p>	<p>4. 知床世界自然遺産の現状と課題</p> <p>(1) 長期モニタリング計画に基づく総合評価の結果</p> <p>第1期長期モニタリング計画（2012～2021年度）に基づき実施したモニタリングデータ等を用いて科学委員会が実施した総合評価では、季節海氷の影響を受けた海と陸の生態系の相互関係が現在も維持されていること、多くの希少種や固有種を含む幅広い生物種が生息・生育する生物多様性の保全上重要な地域として現在も維持されていることから、世界自然遺産登録後も顕著な普遍的価値が全体的に良好に維持されていると結論づけられている。</p> <p>また、海洋保全と持続的な水産資源利用による安定的な漁業は両立していると判断されたほか、河川工作物の改良によるサケ科魚類の遡上・<u>降海再生産</u>の促進や、エゾシカの個体数調整に伴う<u>一部草本の回復など、管理の効果も</u>確認されつつあると評価されている。</p> <p>一方で、一部の海鳥や知床の淡水魚類相を特徴付けるオショロコマの減少傾向、サケ類の漁獲量の減少、暖流系のブリなどの増加、ヒグマと人間との軋轢の増加、一部の地区でのエゾシカ確認数の急増などについては、引き続き注視していくこととされてい</p>	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 遺産価値の現状評価と課題の整理は、第1期長期モニタリング計画に基づく総合評価として、2021年度に科学委員会が実施 総合評価によれば、遺産の価値は全体的に良好に維持されているが、一部生物種の動態について注視していくことや気候変動への対応等が課題となっている。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現行計画では、遺産価値の現状と課題に関する評価の記載なし <p>【見直しの方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「知床世界自然遺産の現状と課題」を新たに項目立て 第1期長期モニタリング計画の総合評価の結果に基づき、知床の世界自然遺産の現状及び課題について記載

コメントの追加 [修正の背景10]:

エゾシカ WG 意見:

- 遺産のクライテリアだけでなく、人間との関わりにより遺産価値が維持されてきたことや自然景観なども含めて、記述が必要ではないか。
- 「価値」といった場合には人間とのかかわりも含めて考えないと議論できない。「知床の OUV を将来にわたり維持していくことを目的とする」であるならば非常に壮大なことを考えなくてはならない。かなり根幹に関わる場所なので、少し時間をかけてきっちり考えないといけない。

エコツアーWG 意見:

クライテリアの価値を守っていくことが最重要ではあるが、知床にはもっと多様な価値がある。より重要なのは地域の方が認めている文化的価値を記述できればと思う。自然の価値と文化の価値は区分ができないと考える。

科学委員会意見:

我々は知床の価値を非常に評価して誇っていること、それは世界自然遺産のクライテリアに一致して認められたことを記述。また、利用価値は、漁業があり、歴史的にも文化として営まれてきたこと、観光利用でも多くの人が自然の価値を享受していることを書く。

	<p>⑥知床の世界自然遺産としての価値に対するレクリエーション利用等の人為的活動による影響もしくは影響の予兆がみられない(or 影響の予兆を把握する。)</p> <p>■管理の実施状況及び対策による効果実績に関する目標</p> <p>⑦観光などの人による利用と自然環境の保全の両立を図る。また、人の利用による環境影響を可能な限り低減するための管理努力を行う。</p> <p>⑧ユネスコ世界遺産センター及び IUCN による現地調査に基づく勧告へ適切に対応する。</p> <p>■管理の効果に関する目標</p> <p>⑨遺産地域内海域における海洋生態系の保全と持続可能な水産資源利用による安定的な漁業の両立を図る。</p> <p>⑩河川工作物の改良により影響が低減される等により、サケ科魚類の再生産が可能な河川生態系が維持・回復する。</p> <p>⑪エゾシカの高密度状態によって発生する遺産地域の生態系への過度な影響を低減する。</p> <p>⑫住民の生活や産業を守り、利用者の安全と良質な自然体験の場を確保しながら、ヒグマの生態及び個体群を維持する。</p>	
<p>エ. 地域区分による管理</p> <p>遺産地域には原生的な自然環境が保存されている地域と観光や漁業活動等の人為的活動と共存する形で自然環境が維持されている地域があり、これらの地域をそれぞれ A 地区、B 地区に区分して管理を行う。</p> <p>A 地区は、将来にわたり厳正な保護管理を図る地域であり、原則として人手を加えずに自然の推移に委ねることを基本とし、自然環境の保全上支障を及ぼすおそれのある行為は、各種保護制度に基づき厳正に規制する。当該地域は、主に、原生自然環境保全地域、国立公園特別保護地区及び第 1 種特別地域、森林生態系保護地域保存地区並びに国指定鳥獣保護区特別保護地区に指定されている。</p> <p>B 地区は、海域を含み、自然環境の保全と遺産地域の価値を損なわない持続可能な観光や漁業活動等の利用との両立を図る地域であることから、必要に応じ一定の行為を規制し、遺産地域の自然環境の保全を図る。当該地域は、主に、国立公園特別保護地区、特別地域及び普通地域、森林生態系保護地域保全利用地区並びに国指定鳥獣保護区に指定されている。</p>	<p>6. 管理の基本方針</p> <p>6-1 地域区分による自然環境の保全管理</p> <p>遺産地域には原生的な自然環境が保全されている地域と観光や漁業活動等の人為的活動と共存する形で自然環境が維持されている地域があり、これらの地域をそれぞれ A 地区、B 地区に区分して保全管理を行う。<u>(巻末 3 参照)</u></p> <p>【A 地区】</p> <p>A 地区は、将来にわたり厳正な保護管理を図る地域であり、主に、原生自然環境保全地域、国立公園特別保護地区及び第 1 種特別地域、森林生態系保護地域保存地区並びに国指定鳥獣保護区特別保護地区に指定<u>されて</u>している。</p> <p>本地区は、原則として人手を加えずに自然の推移に委ねることを基本とし、自然環境の保全上支障を及ぼすおそれのある行為は、各種保護制度に基づき厳正に規制する。</p> <p>【B 地区】</p> <p>B 地区は、海域を含み、自然環境の保全と遺産地域の価値を損なわない持続可能な観光や漁業活動等の利用との両立を図る地域であり、主に、国立公園特別保護地区、特別地域及び普通地域、森林生態系保護地域保全利用地区並びに国指定鳥獣保護区に指定<u>されて</u>している。</p> <p>本地区は、必要に応じ一定の行為を規制し、遺産地域の自然環境の保全を図る。</p>	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A 地区、B 地区の設定方針に基づいた管理を実施 ・ 知床半島エゾシカ管理計画にも反映し、エゾシカ管理のための地区区分（エゾシカ A 地区、B 地区）を設定 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、当該地区区分に基づいた管理を基本として適切に運用していくことが必要 <p>【見直しの方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遺産地域の管理は、大きく A 地区及び B 地区に区分して行うこと及び管理における規制など基本的な考え方について記載
<p>(5) 遺産地域の保護制度等</p> <p>遺産地域は、原生自然環境保全地域、国立公園、森林生態系保護地域及び国指定鳥獣保護区として、以下のとおり保護を図っている。</p> <p>また、遺産地域内には、ヒグマ、シマフクロウ、オオワシ、オジロワシ等の野生動物が生息しており、これらの野生動物の一部は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「種の保存法」という。）及び文化財保護法に基づき保護を図っている。</p>	<p>6-2 基本方針</p> <p>(1) 保護制度等の適切な運用</p> <p>知床の世界自然遺産としての価値をより良い形で後世に引き継いでいくことを目的として、その顕著な普遍的価値に影響を及ぼす可能性のある開発等の人為的影響から確実に保護するため、国内法令等に基づく保護制度を適切に運用するとともに、関連計画等に基づく施策等を着実に履行する。</p> <p>遺産地域では、原生自然環境保全地域、国立公園、森林生態系保護地域及び国指定鳥</p>	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の保護制度に基づいた管理を実施（許認可や届出による人為的行為の規制、把握等） <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、既存の保護制度に基づいた管理を適切に運用していくことが必要 <p>【見直しの方向性】</p>

めの行為等を除き、原則として、人手を加えずに自然の推移に委ねることとしている。「保全利用地区」は、保存地区の森林に外部の環境変化の影響が直接及ばないよう緩衝の役割を果たす地区であり、木材生産を目的とする森林施業は行わず、自然的条件等に応じて、森林の教育的利用、大規模な開発行為を伴わない森林レクリエーションの場としての活用を行うものとしている。

エ. 鳥獣保護区

「国指定鳥獣保護区」は、国際的又は全国的な鳥獣保護の見地からその鳥獣の保護のため重要と認める区域について、環境大臣が「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき指定する地域である。

同法に基づき平成13年(2001年)11月に指定された国指定知床鳥獣保護区及び同特別保護地区が遺産地域と重複している。狩猟が禁止されている「鳥獣保護区」に加えて、特に鳥獣の生息、繁殖の場として重要な場所は一定の開発行為が規制される「特別保護地区」が指定されているとともに、より一層の保護管理を図る区域として、特別保護地区の一部が「特別保護指定区域」に指定されている。「特別保護指定区域」では、木竹以外の植物の採取、動物の捕獲、落葉落枝の採取に加え、犬その他鳥獣に害を加えるおそれのある動物を入れること、鳥獣の営巣に影響を及ぼす可能性のある観察及び撮影等が規制されている。

オ. 国内希少野生動物種

「国内希少野生動物種」は、本邦に生息又は生育する絶滅のおそれのある野生動物の種であって、「種の保存法」に基づき、政令で定められるものである。

遺産地域に生息する動物のうち、シマフクロウ、オオワシ、オジロワシ等の鳥類が国内希少野生動物種に定められており、捕獲、殺傷、譲渡し等が禁止されている。

カ. 天然記念物

「天然記念物」は、動植物(生息地、繁殖地、渡来地及び自生地を含む。)、地質鉱物(特異な自然現象の生じている土地を含む。)で我が国にとって学術上価値の高いもののうち重要なものを保存することを目的とし、文部科学大臣が「文化財保護法」に基づき指定するものである。

遺産地域に生息する動物のうち、シマフクロウ、オオワシ、オジロワシ、クマガラ等の鳥類及び昆虫類1種(カラフトルリシジミ)が天然記念物に指定されている。

天然記念物の現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可が必要である。

また、遺産地域内には「北海道文化財保護条例」に基づく「道指定天然記念物」として「羅臼の間歇泉」が指定されており、現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、北海道教育委員会の許可が必要である。

キ. 水産資源の利用と保全

水産資源については、「漁業法」及び「水産資源保護法」に基づく「北海道海面漁業調整規則」及び「北海道内水面漁業調整規則」による規制に加え、漁業者、漁業団体の自主的取組による資源の管理・利用に関する規制や資源の増殖等の管理が行われている。

「森林生態系保護地域」は、我が国の森林帯を代表する原生的な天然林が相当程度まとまって存在する地域を保存することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、森林施業・管理技術の発展、学術研究等に資することを目的としている。森林生態系保護地域は、林野庁が「国有林野の管理経営に関する法律」に基づき計画的に国有林野の管理経営を行う中で、地域毎の具体的な管理経営の計画策定に係る細部事項を定めた「国有林野管理経営規程」により策定された「国有林野施業実施計画」において設定し、管理する地域である。

本制度に基づき、1990年(平成2年)4月に「知床森林生態系保護地域」が知床半島の中心部の地域に設定され、さらに2004年(平成16年)4月には、知床横断道路西側の遠音別岳周辺地域まで拡大された。「保存地区」は、最も原生的状況を呈する林分で、森林生態系の厳正な維持を図る地区であり、学術研究や非常災害時の応急処置のための行為等を除き、原則として、人手を加えずに自然の推移に委ねることとしている。「保全利用地区」は、保存地区の森林に外部の環境変化の影響が直接及ばないよう緩衝の役割を果たすために必要と考えられる広がりを持ち、保存地区と同質の天然林を主体とし、一体的に保護・管理する地区としている。なお、地区であり、木材生産を目的とする森林施業は行わず、自然的条件等に応じて、自然観察教育森林の教育的利用、大規模な開発行為を伴わない森林レクリエーションの場としての行為を必要に応じて行うことができるものとしている。活用を行うものとしている。

④~~エ.~~ 鳥獣保護区

「国指定鳥獣保護区」は、国際的又は全国的な鳥獣保護の見地からその鳥獣の保護のため重要と認める区域について、環境大臣が「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき指定する地域である。

同法に基づき、1982年(昭和57年)に国設知床鳥獣保護区及び同特別保護地区として指定された。その後、2001年(平成13年)、2021年(令和3年)に存続期間を更新するかたちで国指定知床鳥獣保護区及び同特別保護地区として指定されており、同鳥獣保護区の区域は遺産地域と重複している。狩猟が禁止されている「鳥獣保護区」に加えて、特に鳥獣の生息、繁殖の場として重要な場所は一定の開発行為が規制される「特別保護地区」に指定されているとともに、より一層の保護管理を図る区域として、特別保護地区の一部が「特別保護指定区域」に指定されている。「特別保護指定区域」では、木竹以外の植物の採取、動物の捕獲、落葉落枝の採取に加え、犬その他鳥獣に害を加えるおそれのある動物を入れること、鳥獣の営巣に影響を及ぼす可能性のある観察及び撮影等が規制されている。

⑤~~オ.~~ 国内希少野生動物種

「国内希少野生動物種」は、本邦に生息又は生育する絶滅のおそれのある野生動物の種であって、「種の保存法」に基づき、政令で定められるものである。

遺産地域に生息する動物のうち、シマフクロウ、オオワシ、オジロワシ等の鳥類が国内希少野生動物種に指定されており、捕獲、殺傷、譲渡し等が禁止されている。

⑥~~カ.~~ 天然記念物

「天然記念物」は、動植物(生息地、繁殖地、渡来地及び自生地を含む。)、地質鉱物

<p>シカの密度は非常に高く、知床岬など一部地域では本来の植生が大きく変化するなど生態系や自然景観への悪影響が生じている。こうした状況に対処することを目的として定める付属資料「知床半島エゾシカ保護管理計画」に基づき、知床半島に生息するエゾシカの保護管理を行う。</p> <p>また、北海道全体のエゾシカの保護管理については北海道が行っており、エゾシカの分布は遺産地域から半島基部へ連続しており、個体群の交流も見られるため、北海道全体を対象とした「エゾシカ保護管理計画」の地域計画として「知床半島エゾシカ保護管理計画」を位置づけるなど、北海道全体のエゾシカの管理と緊密な連携をとりつつ知床半島のエゾシカの保護管理を行う。</p>	<p>シカの密度は非常に高く、知床岬など一部地域では本来の植生が大きく変化するなど生態系や自然景観への悪影響が生じている。このため、「知床半島エゾシカ管理計画」（付属資料●）に基づき、以下を基本方針として、知床半島に生息するエゾシカの管理を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 本計画が目指すのは、過去のある時点の静的な動植物群集の種構成の回復ではなく、生態的過程により変動する動的な生態系の再生であり、近代的な開拓が始まる前（明治以前）の生態系をモデル（※）とする。 2) 現在みられるエゾシカの増加要因が生態的過程か人為的なものを区分することは、現在の知見からは判断できない。しかし、日本各地においてニホンジカを長期的に自然に放置した場合に、生態系への甚大な影響が生じている現状を踏まえ、生態系への影響が危惧される本計画対象地域では、予防原則に基づき、できるだけ早急に個体数調整を含めた管理措置を検討することとする。 3) エゾシカA地区、特定管理地区、エゾシカB地区、隣接地域（図● 知床半島エゾシカ管理計画対象地域）ごとに、各地区の現状等を踏まえエゾシカの管理を行う。 4) 各地区では、エゾシカの個体数や植生に与えている影響等の観点からの優先度及び技術的な観点からの実施可能性を考慮して実施箇所を絞り込み、まずそこで具体的な管理措置を講じる。 5) 各地区の管理方針に沿って適切に管理を行いながら、その結果を適切にモニタリング・評価・検証しつつ、管理方針に反映させていく順応的管理手法を採用する。 6) 管理の実施に当たっては、エゾシカの個体群、生物多様性、生態系に及ぼす影響について注意深く観察しながら、慎重に実施する。特に、希少鳥類への影響に配慮する。 7) 農林漁業や住民生活、交通事故等、人間活動とエゾシカの軋轢が生じている地域については、個体数調整も含めた管理事業の実施により、軋轢緩和を図る。 <p><u>（※）原生的な自然環境を目標とするものではなく、長い年月の間、人の暮らしによってゆるやかな影響を受けてきた生態系</u></p> <p>また、北海道全体のエゾシカの保護管理については、北海道が行っているが、エゾシカの分布は遺産地域から半島基部へ連続しており、個体群の交流も見られる。このため、北海道全体を対象とした第二種特定鳥獣管理計画「エゾシカ管理計画」の地域計画として「知床半島エゾシカ管理計画」（付属資料●）を位置づけ、北海道全体のエゾシカの管理と緊密な連携をとりつつ、知床半島のエゾシカの保護管理を行う。</p> <p>このほか、自然公園法に基づく「知床国立公園生態系維持回復事業計画」及び鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく「被害防止計画」等の関連計画と整合を図り、エゾシカの保護管理を行う。</p>	<p>理計画とその後継である知床半島エゾシカ管理計画に基づき、エゾシカの捕獲事業や植生保護柵の設置、モニタリング等の管理を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知床半島エゾシカ管理計画は5年間隔で改定（現在は2026年度までを計画期間とした第4期目） ・遺産地域内の個体数調整の実績（2007～2021年）は3,757頭（うち雌1,900頭） ・その結果、一部の植生や希少種に回復傾向を確認 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知床岬地区の航空センサスによる発見頭数は経年的に減少してきたもの（約600頭（2003年）→約50頭（2013年）、2020年以降は再増加の傾向あり（316頭（2022年）） <p>【見直しの方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知床半島エゾシカ管理計画に基づいた管理を実施していくこととし、当該第4期計画に示された基本方針「1）～7）」に基づいた管理を実施していく旨、記載 ・北海道全体を対象としたエゾシカ管理との連携や知床国立公園生態系維持回復事業計画などの関連計画とも整合を図る旨を記載
<p>(b)ヒグマ</p> <p>遺産地域では世界有数の高い密度でヒグマの個体群が維持されていることから、発信機を用いた行動調査や生息環境の利用状況調査等の結果を踏まえ、個体群の動態を把握し、適正な保護管理を行う。特に利用者や地域住民とヒグマとのあつれきを回避するために、誘引物の除去、追い払い等の対応、利用者の行動制限を含む利用システムの構築、適切な施設整備及び利用者等への普及啓発、情報提供に努める。</p>	<p>②①-2 ヒグマ</p> <p>環境研究総合推進費による研究成果（2019年～2021年）によれば、知床半島に定着しているヒグマ個体数は約400～500頭と推定されており、遺産地域では世界有数の高い密度でヒグマの個体群が維持されている。また、ヒグマは、河川でのサケ科魚類等の捕食を通じて遺産価値である海洋生態系と陸上生態系の物質循環に貢献する重要な種の一つとなっている。</p>	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知床半島ヒグマ管理計画に基づくヒグマの管理を実施 ・知床半島ヒグマ管理計画は約5年間隔で改定（現在は2027年度までを計画期間とした第2期目） ・ゾーニング（5地域）及び行動段階判断基準を作成した上で、ゾーン別に行動段階ごとの対応を実施

コメントの追加【修正の背景12】:
エゾシカ WG 意見：
エゾシカに関して、何をどう目指すのかという重要な部分なので、読んだ人が何を示しているのかわかる記述にすべき。そもそも明治以前の開拓の手が入る前の生態系がわかるのかということについて、誤解のないように記述すべき。

<p>(d)オオワシ・オジロワシ</p> <p>オオワシ、オジロワシは、ともに種の保存法に基づく国内希少野生動物種及び文化財保護法に基づく天然記念物に指定され、その捕獲や殺傷は禁止されている。</p> <p>遺産地域の海岸斜面等には、ワシ類の利用できる森林が連続しており、越冬期のオオワシ、オジロワシが常時利用する道内でも最も重要な環境となっている。また、オジロワシが高い密度で営巣、繁殖する重要な繁殖地にもなっている。このため、これら海岸斜面の森林を保全するとともに、オジロワシの繁殖期には人がむやみに営巣地周辺に近づかないよう利用者への指導、普及啓発を図る。</p> <p>さらに、オオワシ、オジロワシの鉛中毒を防止するため、北海道内でのエゾシカ猟における鉛弾の使用禁止を徹底する。</p> <p>オオワシ、オジロワシの保護対策を総合的に実施するため、種の保存法に基づいて策定される保護増殖事業計画に従い、餌資源調査等を進めるとともに、渡りルート の解明や行動生態の把握に努める。</p>	<p>④①-4 オオワシ・オジロワシ</p> <p>オオワシ、オジロワシは、ともに種の保存法に基づく国内希少野生動物種及び文化財保護法に基づく天然記念物に指定され、その捕獲や殺傷は禁止されており、両法を適切に運用する。また、種の保存法に基づく保護増殖事業計画に従い、関係行政機関は専門家等との連携・協力のもとに本種の保護増殖のための事業を実施する。</p> <p>遺産地域の海岸斜面等には、ワシ類の利用できる森林が連続しており、越冬期のオオワシ、オジロワシが常時利用する道内でも最も重要な環境となっており、オジロワシが高い密度で営巣、繁殖するオジロワシ国内繁殖個体群の重要な繁殖地にもなっている。このため、これら海岸斜面の森林を保全するとともに、オジロワシの繁殖期には人がむやみに営巣地周辺に近づかないよう利用者への指導、普及啓発を図る。</p> <p>また、オオワシ、オジロワシの鉛中毒を防止するため、北海道内でのエゾシカ猟における鉛弾の使用禁止を徹底するとともに、関係行政機関は専門家等と連携・協力し、個体群動態の継続的な把握や人為的事故発生件数の抑制、生息環境の保全等に努めるなど、オオワシ、オジロワシの保護対策を総合的に実施する。</p>	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 種の保存法等に基づく保全を推進 保護増殖事業計画に基づく取組としてモニタリングを実施している。オオワシ越冬個体数は、年変動が大きいものの、ここしばらく減少は見られていない。オジロワシについては、同様に越冬個体数は維持されていることに加えて、繁殖個体数は増加傾向にある 2022 年度に保護増殖事業アクションプランを策定し、10 年間で優先的に取り組む事業と達成目標を設定 鉛中毒の防止に向けた取組として、実態把握のための調査や関係行政機関で連携・協力した普及啓発などを実施 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き保護増殖事業を推進するとともに、生息環境の保全等を図っていく必要 オジロワシについては繁殖成績の悪化が懸念されている 保護増殖事業アクションプランでは、個体群動態の把握や、衝突事故の抑制、人為的餌資源の削減などに努めることとされている <p>【見直しの方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 種の保存法及び文化財保護法に基づき、保護を図っていくことを記載 遺産地域について、越冬期のオジロワシ・オオワシが常時利用する道内でも最も重要な越冬環境となっていること、オジロワシ国内繁殖個体群の重要な繁殖場所となっていることから、保全を図っていくことを記載 オジロワシ・オオワシが自然状態で安定的に存続できる状態とすることを目標として、関係行政機関は専門家等と連携・協力のもとに種の保存法の保護増殖事業計画に基づき、保護増殖事業及び関連する取組を進めていくことを記載
<p>(1) 陸上生態系及び自然景観の保全</p> <p>ア. 基本的な考え方</p> <p>遺産地域が有する原始性、生物多様性及び優れた自然景観を将来にわたって保全するため、これらの基盤となる生態系の構造と機能を維持・保全する。原則として自然状態における遷移に委ねることを基本とし、特定の生物や人為的活動が生態系に著しく悪影響を及ぼしている場合は、これらの影響を緩和させるための有効な対策を講じていくものとする。</p> <p>(ア) 植物</p> <p>遺産地域には、ミズナラ、イタヤカエデ、トドマツ、アカエゾマツ等の針広混交林、ダケカンバやミヤマハンノキにより構成される落葉広葉樹林、ハイマツ低木林等の</p>	<p>(3) ②植物群落の保全管理</p> <p>遺産地域が有する原始性、生物多様性及び優れた自然景観を将来にわたって保全するため、これらの基盤となる生態系の構造と機能を維持・保全する。原則として自然状態における遷移と攪乱に委ねることを基本とするが、特定の生物や気候変動、人為的活動が生態系に著しく悪影響を及ぼしている、またはその可能性が強く懸念される場合は、予防原則に基づきこれらの影響を回避・低減させるための有効な対策を講じていくものとする。</p> <p>遺産地域には、ミズナラ、イタヤカエデ、トドマツ、アカエゾマツ等の針広混交林、ダケカンバやミヤマハンノキにより構成される落葉広葉樹林、ハイマツ低木林等の森林群落、主として山岳稜線部に広がる高山植物群落や山岳湖沼の周辺に広がる湿原植物群落、そして海浜の砂礫地とこれに続く断崖、急傾斜地の海岸植物群落、海岸断崖上</p>	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存の保護制度に基づいた管理を実施 知床生態系維持回復事業計画及び知床半島エゾシカ保護管理計画とその後継である知床半島エゾシカ管理計画に基づき、植生保護柵の設置、植生モニタリング等を実施 知床半島エゾシカ管理計画は5年間隔で改定(現在は2026年度までを計画期間とした第4期目) 遺産地域内のエゾシカ個体数調整の実績(2007～2021年)は3,757頭(うち雌1,900頭) その結果、一部の植生や希少種に回復傾向を確認 自然工法等を用いた登山道の修復、巡視の実施等

	<p>45) 「しれとこ 100 平方メートル運動地」については、幅広い市民参加のもとに、周辺の環境との調和に配慮しつつ、地元実施主体が推進している森林生態系の復元に関する事業を推進するに対して協力支援する。</p>	
<p>エ. 外来種への対応</p> <p>外来種であるアライグマ、アメリカミンク、セイヨウオオマルハナバチ及びオオハングンソウ等の知床半島への侵入が確認されており、こうした種による遺産地域の生態系への影響が懸念されることから、遺産地域への侵入の防止、侵入の早期発見と対応、定着した外来種の駆除・制御といった段階に応じた対策を進める必要がある。このため、関係行政機関、地元自治体、関係団体等の連携・協力を図りながら、外来種の定着実態の把握を進めるとともに、侵入経路を推定し、影響の程度や防除の効率を踏まえて、有効な対策や普及啓発等を実施する。</p> <p>なお、自然環境保全法及び自然公園法に基づき、原生自然環境保全地域及び国立公園特別保護地区において動植物の放出を規制しているとともに特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき、特定外来生物の飼育・栽培、保管、運搬、野外に放つ等の行為を規制しており、それらの適切な運用と普及啓発に努める。また、北海道内水面漁業調整規則に基づき、ブラウントラウト、カワマスなど5魚種の移植を禁止しており、その普及啓発に努める。</p>	<p>44) ③外来種対策</p> <p>知床半島では、外来種であるアライグマ、アメリカミンク、セイヨウオオマルハナバチ及びオオハングンソウ等の侵入が確認されている。知床岬に定着していたアメリカオニアザミは駆除作業によって個体数が著しく減少したが、こうした外来種による遺産地域の生態系への影響が懸念されるほか、知床五湖にて園芸種のスイレンが繁茂するなど観光資源としての景観面への影響も確認されている。</p> <p>このため、遺産地域への侵入・拡大の防止、侵入の早期発見と対応、既に定着した外来種の駆除・制御といった、段階に応じた対策を進める。なお、自然環境保全法及び自然公園法に基づき、原生自然環境保全地域及び国立公園特別保護地区において動植物の放出を規制しているとともに、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき、特定外来生物の飼育・栽培、保管、運搬、野外に放つ等の行為を規制しており、それらの適切な運用と普及啓発に努める。</p> <p>また、北海道漁業調整規則に基づき、ブラウントラウト、カワマス、カムルチーの移植を禁止しており、その普及啓発に努める。</p>	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存の保護制度に基づいた管理を実施 知床岬に定着していたアメリカオニアザミの駆除を実施し、現状として低密度を維持 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 知床五湖における園芸スイレンの繁茂による景観への支障 外来種の侵入状況についての継続的なモニタリングの実施、有効な対策の実施 <p>【見直しの方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 外来種を対象として、引き続き既存の制度に基づいて、遺産地域への侵入防止、侵入の早期発見と対応、定着した外来種の駆除・制御といった段階に応じた対策を進めていくことを記載 北海道内水面漁業調整規則の改定に基づく記載の修正
<p>(2) 海域の保全</p> <p>知床周辺海域は、流水下のアイスアルジーや、流氷形成時の鉛直混合により作られる栄養塩の豊かな中層水がもたらす植物プランクトンの大増殖を基礎とした大きな生物生産力を持ち、これに依存する形で豊富な魚類や海棲哺乳類、鳥類等が生息している。また産卵のために遡上するシロザケ、カラフトマスは、ヒグマや猛禽類等の餌資源としても重要な役割を有しており、陸上生態系にも深く関わっている。</p> <p>また、豊かな生物生産を背景にして、これまで長い間、海洋生物と共存する形で漁業活動が営まれてきた。</p> <p>この遺産地域の海洋生態系の保全と、漁業や海洋レクリエーション等の人間活動による適正な利用との両立を将来に亘って維持していくことを目的として定める付属資料「知床世界自然遺産地域多利用型統合的の海域管理計画」に基づき、海洋環境と低次生産、沿岸環境、魚介類、海棲哺乳類、海鳥、海ワシ類、海洋レクリエーションについて管理を行う。</p> <p>オ. 一次産業との両立</p> <p>遺産地域（陸域）の約 95%を占める国有林は、そのほとんどが知床森林生態系保護地域の指定地であり、木材生産を目的とする森林施業は、現在行われていない。また、ごく一部に民有林が含まれているが、原生的な自然景観に配慮しながら計画的な間伐を行うなど森林管理のための施業が行われている。</p> <p>流水下のアイスアルジーや、流氷形成時の鉛直混合により作られる中層水がもたらす植物プランクトンの大増殖により知床周辺海域の生物資源は、他の海域に比べ非常に豊かである。本来、水産業は良好な海域環境の上に成り立つ産業であり、知床周辺の</p>	<p>53) 海域の保全管理と一次産業との両立</p> <p>知床周辺海域は、海氷下海中や海氷下部のアイスアルジーや、海氷形成時の鉛直混合により作られる栄養塩の豊かな中層水がもたらす植物プランクトンの大増殖を基礎とした大きな生物生産力を持ち、これに依存する形で豊富な魚類や海棲哺乳類、鳥類等が生息している。また、産卵のために遡上するサケ類シロザケ、カラフトマスは、ヒグマや猛禽類等の餌資源としても重要な役割を有しており、陸上生態系にも深く関わっている。</p> <p>このような豊かな生物生産を背景にして、これまで長い間、海洋生物と共存する形で漁業活動が営まれてきた。</p> <p>本来、水産業は良好な海域環境の上に成り立つ産業であり、知床周辺の海の豊かさの恩恵を受けている水産業にあっては、遺産地域に生息する野生動物との共存に配慮しながら、持続可能な利用が図られてきた。</p> <p>引き続き、遺産地域の海洋生態系の保全と、漁業や海洋レクリエーション等の人間活動による適正な利用との両立を将来にわたって維持していくことを目的として、海洋環境や海洋生態系の保全及び漁業に関する法規制、並びに海洋レクリエーションに関する自主的ルール及び漁業に関する漁業者の自主的管理を基調として策定された「知床世界自然遺産地域多利用型統合的の海域管理計画」（付属資料●）に基づいて、以下の基本方針にて、海洋環境と低次生産、沿岸環境、魚介類、海棲哺乳類、海鳥、海ワシ類、海洋レクリエーションについての管理を行う。</p> <p>1) 海洋環境や海洋生態系の保全及び漁業に関する法規制、並びに海洋レクリエーションに関する自主的ルール及び漁業に関する漁業者の自主的管理を基調とする。</p> <p>2) 海洋生態系の保全の措置、主要な水産資源の維持の方策及びそれらのモニタリン</p>	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 遺産地域に生息する野生動物との共存に配慮した水産利用を実施 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、遺産地域の海洋生態系の保全と、漁業や海洋レクリエーション等の人間活動による適正な利用との両立が必要 <p>【見直しの方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「知床世界自然遺産地域多利用型統合的の海域管理計画」に基づき、管理を行っていくことを示し、当該計画の基本方針を記載 今後も適切な森林管理を実施していく旨を記載 サケ、カラフトマス、サクラマス「サケ類」と記載（以下、同様）

コメントの追加 [教伊16]: エゾシカWG委員：文章の精査

コメントの追加 [修正の背景17]: 海域 WG 意見：修正を提案（p1 と同様）

		<p>を行い、サケ科魚類の遡上・産卵状況等の把握及び改良効果の検証を行うこと等を記載</p> <p>・河川環境に影響を及ぼす各種行為の実施に際しては、その施工方法や環境保全措置について検討を行い、河川に生息する生物に悪影響をおよぼさないよう十分配慮することを記載</p>
<p>ウ. サケ科魚類の利用と保全</p> <p>シロザケ、カラフトマス、サクラマスは、漁業法等に基づいて、海面における定置漁業等による利用がなされている。一部の河川の河口付近や、全ての河川内については、資源保護等のため、採捕の禁止措置が講じられている。さらに、持続的漁業のため、一部河川等でシロザケ、カラフトマスの人工ふ化放流事業が行われており、回遊・遡上・産卵に関するモニタリングや調査研究を踏まえて、自然産卵の維持を図る。</p> <p>このように、付属資料「知床世界自然遺産地域多利用型統合的流域管理計画」に基づき、サケ科魚類の持続的な利用と保全を推進する。</p>	<p>②サケ科魚類の利用と保全</p> <p>「知床世界自然遺産地域多利用型統合的流域管理計画」（付属資料●）に基づいて、以下のとおりサケ科魚類の持続的な利用と保全に関する管理を行う。</p> <p>1) 河川工作物による産卵遡上障害について順次改良を行った結果、上流部へのサケ類の遡上数及び産卵床数の増加が見られるといった効果を確認している。今後とも、海由来物質を陸上生態系へ運搬するサケ類の遡上・産卵を確保するとともに、河川工作物による産卵遡上障害を実行可能な範囲で回避する。</p> <p>2) サケ類の利用は、漁業法等に基づいて、海面における定置漁業等が基本とされており、一部の河川の河口付近や全ての河川内については、資源保護等のため、親魚の採捕の禁止措置が講じられている。さらに、持続的漁業のため、一部河川等でサケ類シロザケ、カラフトマスの人工ふ化放流事業が行われており、今後ともサケ類の適切な資源の管理と持続的な利用を推進する。</p> <p>3) サケ類の自然再生産個体群が維持されることを確認するために、それらの回遊・遡上・産卵・降下に関するモニタリングと集中的な調査を定期的に行う。</p>	<p>【実績】</p> <p>・一部の河川の河口付近や、全ての河川内については、資源保護等のため採捕を禁止</p> <p>・持続的漁業のため、一部河川等でシロザケ、カラフトマスの人工ふ化放流事業や、回遊・遡上・産卵に関するモニタリング、調査研究を実施</p> <p>・河川工作物の改良により、上流部へのサケ類の遡上数及び産卵床数の増加を確認</p> <p>【課題】</p> <p>・引き続き、河川環境の保全や河川工作物の改良を実施しつつ、サケ科魚類の利用と保全を推進</p> <p>【見直しの方向性】</p> <p>・「知床世界自然遺産地域多利用型統合的流域管理計画」の記載に基づき、河川工作物の改良による遡上障害の回避、漁業法等による採捕禁止措置や人工ふ化放流事業による資源管理と持続可能な利用の推進、及び定期的なモニタリングの実施について記載</p>
<p>ウ. 陸域及び海域の統合的管理</p> <p>知床の世界自然遺産としての価値は、様々な海生生物が生息・生育する豊かな海洋生態系と、原始性の高い陸上生態系の相互関係、生物の多様性に特徴があり、また、このような特徴に依存して国際的な希少種であるシマフクロウ、オオワシ等の重要な生息地になっている点にある。</p> <p>したがって、陸域と海域の生態系を指標するような動植物種の生息・生育状況、植物群落や植生の状況、水質や流況など基盤となる環境の状況を把握しつつ、遺産地域を取り巻く陸域と海域の生態系の連続性、健全性をモニタリングし、自然環境に影響を及ぼすような変化の兆候が認められた場合には、科学的な調査を実施して原因の分析と環境回復に向けた対策を検討し、所要の措置を講じるなど、陸域と海域の生態系の保全と管理を統合的に行う。</p> <p>また、そのために関係行政機関、地元自治体、関係団体、専門家等との連携・協力体制を構築し、十分な情報交換を行うとともに、調査研究・モニタリングを担う人材の育成や確保を図る。</p>	<p>③陸域及び海域の統合的管理</p> <p>知床の世界自然遺産としての価値は、様々な海生生物が生息・生育する豊かな海洋生態系と、原始性の高い陸上生態系の相互関係、生物の多様性に特徴があり、また、このような特徴に依存して国際的な希少種であるシマフクロウ、オオワシ等の重要な生息地になっている点にある。</p> <p>したがって、長期モニタリング計画に基づき、陸域と海域の生態系を指標するような動植物種の生息・生育状況、植物群落や植生の状況、水質や流況など基盤となる自然環境の状況や、遺産地域を取り巻く陸域と海域の生態系の連続性、健全性を把握し、自然環境に影響を及ぼすような変化の兆候が認められた場合には、科学的な調査を実施して原因の分析と環境回復に向けた対策を検討し、所要の措置を講じるなど、陸域と海域の生態系の保全と管理を統合的に行う。</p> <p>また、関係行政機関、地元自治体、関係団体、専門家等との連携・協力体制を構築し、十分な情報交換を行うとともに、モニタリング・調査研究を担う人材の育成・確保を図る。</p>	<p>【実績】</p> <p>・既存の保護制度を用いた管理の実施</p> <p>・長期モニタリング計画に基づくモニタリングを継続的に実施</p> <p>・地域連絡会議や科学委員会等の場を通じて、関係行政機関、地元自治体、関係団体、専門家等との連携・協力・情報交換を実施</p> <p>【課題】</p> <p>・引き続き、モニタリング結果に基づいた自然環境の変化の兆候を把握し、必要に応じて対策の検討・実施が必要</p> <p>【見直しの方向性】</p> <p>・陸域と海域の連続性、健全性をモニタリングし、自然環境に影響を及ぼすような変化の兆候が認められた場合には、科学的な調査を実施して原因分析と環境回復に向けた対策を検討の上、所要の措置を講じるなど、陸域と海域の生態系の保全と管理を統合的に行うことを記載</p>
<p>カ. レクリエーション利用と自然環境の保全の両立</p> <p>遺産地域の原生的な自然環境を将来にわたり保全し、人々に大きな感銘をもたらす</p>	<p>(7.5) 自然の適正な利用 →項目立てを変更し p.22 以降に見直し案を整理</p> <p>遺産地域における観光、自然探勝、登山、釣り等のレクリエーション利用は、自然環</p>	<p>【実績】</p> <p>・知床国立公園管理計画及び「利用の心得」等の利用ルールに</p>

<p>ないように、遺産地域の周辺地域も含めた様々な自然や文化に関わる資源の活用、利用情報や利用プログラムの提供等を通じて、利用の分散、利用者の適正な誘導を図る。併せて、科学的知見に基づき得られた客観的根拠により、利用による植生の荒廃や野生動物の生息への影響が認められる又はそのおそれがある地域において、自然公園法に規定する利用調整地区を導入することにより、必要に応じて利用者数、利用期間等を調整することを検討する。</p> <p>なお、利用実態や利用に伴う自然環境への影響等については継続的にモニタリングを行い、その結果をもとに必要な計画・ルールの見直し、対策等を行っていく。</p>	<p>また、利用者や観光等の事業者に対しては、留意すべき事項・禁止事項を定める「利用の心得」（付属資料●）について、周知・普及を推進し、遵守を求めていく。特に、知床岬等のサクリエーション利用者に対しては、安全対策と環境保全の観点から「先端部地区利用の心得」の周知を図る必要がある。</p> <p>脆弱な自然環境に対する人為的影響や過度な利用の集中に伴う問題を回避しながら、インバウンド対応や滞在型・高付加価値型の観光を実現するため、遺産地域の周辺地域も含めた様々な自然環境や生活文化に関わる資源の活用、利用情報や利用プログラムの提供といったコンテンツ開発を通じて、利用の分散、利用者の適正な誘導を図る。質の高いコンテンツ提供、適切な地域資源の管理、過剰利用の防止などのため、自然公園法に基づく利用調整地区制度、自然体験活動促進計画等の制度のほか、アタセスのコントロールや利用者負担のしくみづくりに積極的に取り組む。</p> <p>利用実態や利用に伴う自然環境への影響等については、自然科学と社会科学両面からのモニタリングを継続的にを行い、その結果等に基づき、必要な計画・ルールの見直し、対策等への反映・見直しを行う。</p>	<p>・利用のあり方懇談会（2017-2018）による地域ビジョンの策定</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き利用の適正化を推進する必要があるが、利用者数の減少などの背景も踏まえ、過剰利用対策のみではなく、コンテンツ開発や質の高い利用の仕組みづくりの観点も重要。 ・現状の地区区分（A地区、B地区）に対して、地域からは9つのゾーニングに区分し、それぞれで利用のあり方を詳細に設定すべきとの意見あり <p>【見直しの方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用形態毎の取扱方針、守るべき利用のルール、管理運営の方向性等を定める知床国立公園管理計画に基づき、利用の適正化を図る旨を記載 ・質の高い利用の促進と過剰利用対策両面から、公園制度の活用や知床らしい仕組みづくりのあり方を記載。 ・モニタリング結果に基づいた計画やルール等の見直し、対策への反映等について記載
<p>ウ. エコツーリズムの推進</p> <p>遺産地域の利用者の大多数は自動車や観光船による観光周遊の利用者であるが、遺産地域の持つ価値を保護し、後世に引き継ぐためには、利用者の誘導やモニタリング等を行いつつ、利用者が遺産地域の自然環境及びその保護の重要性についてより一層理解を深められるよう、地域の自然環境や生活文化に詳しい者により提供される体験型のプログラムに基づく、野生動物や自然環境の観察等の利用の導入・普及を進めることも大切である。</p> <p>このため、「知床エコツーリズム推進協議会」を中心に「知床エコツーリズム推進計画」に基づき、地域に暮らし、産業を営む人たちの知恵やきめ細かな情報を活かしながら、野外での自然解説や展示施設でのレクチャー等を行う人材の育成及び利用プログラムの構築と実践に関係行政機関、地元自治体、関係団体が協力して取り組んでいく。また、自然解説等を行う際に、利用に伴う自然環境への悪影響が生じることのないように配慮するための指針を定めた「知床エコツーリズムガイドライン」を効果的に運用する。</p> <p>エコツーリズムの推進に当たって、知床国立公園利用適正化検討会議との密接な連携を図りつつ、これらの取組を推進することにより、観光周遊利用や宿泊利用においても、地域が主体となって活力ある持続的な地域づくりを進めていくというエコツーリズムの考え方を踏まえた取組が地域に浸透していくことを目指す。</p>	<p>②エコツーリズムの推進</p> <p>「知床エコツーリズム戦略」（付属資料●）に基づき、以下を基本方針として、知床におけるエコツーリズムを含む観光利用を推進する。</p> <p>1) 基本原則</p> <ul style="list-style-type: none"> 知床におけるエコツーリズムを含む観光利用は、以下の3つの原則に基づいて推進する。 遺産地域の自然環境の保全とその価値の向上 世界の観光客への知床らしい良質な自然体験の提供 持続可能な地域社会と経済の構築 <p>2) エコツーリズムを含む観光利用の推進にあたって必要な視点</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域主体・自律的・持続的であること 共有・協働・連携・ネットワーカー 自然環境を保全すること 自然生態系に関する理解を促進すること 自己責任の原則と管理責任の分担 知床のブランド価値を高めるという視点を持つこと 順応的管理型であること 	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知床エコツーリズム推進計画や知床エコツーリズムガイドラインの方針を継承した知床エコツーリズム戦略に基づいた管理を実施 ・提案制度に基づいた新たな利用の検討や試行の実施。ルールの提案や見直しの進展など。 ・厳冬期の知床五湖エコツアーや赤岩昆布ツアー、知床条例の制定、利用の心得の見直し、外国人向け情報発信の強化、ヒグマ餌やり禁止キャンペーンの実施など。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エコツーリズム戦略のレビューの実施、及びその結果を踏まえた検討（必要に応じて見直しを実施） ・提案制度の活性化や検討会議の効果的な運用 <p>【見直しの方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知床エコツーリズム戦略に基づく基本原則と必要な視点を記載し、エコツーリズムを含む観光利用の推進を記載 ・観光船事故を受けた新たな考え方は、知床エコツーリズム戦略の改定検討により対応するとともに、本管理計画では「⑦安全で安心な利用の推進」を新たに項目立てし、記載
<p>(ア) 観光周遊</p> <p>遺産地域の利用形態として最も一般的なものは、自動車や観光船による観光周遊である。遺産地域内で自動車による観光周遊に供されている地区にはカムイワッカ、知床五湖、知床峠、羅臼温泉等があるが、車道が比較的少ないことから周遊地は限定されている。周遊しながら、それぞれの利用拠点で風景の鑑賞や徒歩による自然の探勝、観察</p>	<p>③観光周遊</p> <p>遺産地域の原生的な自然環境の保全の重要性にかんがみ、自動車利用の増大による支障を招くような新たな車道の設置は、原則として行わない。現在、自動車による周遊に供されている主要な利用拠点や展望地については、利用者が快適に利用でき、遺産地域の自然景観等を鑑賞できるよう、過剰利用の抑制や自然環境への影響防止、ヒグマ等</p>	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな車道の設置を抑制（実績なし） ・観光利用のための施設整備等を促進（知床五湖における高架木道の整備や地上遊歩道も含めたガイドツアーの組立て、ルサフィールドハウス等の新規施設の整備等）

<p>ントの設営等により植物を損傷したり、植生破壊を招くことがないよう利用者への指導を徹底する。また、ヒグマ対策用のフードロッカーが設置されている野営指定地では、キャンプの際は安全対策としてフードロッカーを利用するよう指導する。それ以外の地域におけるキャンプについてはフードコンテナを持参するよう普及啓発を行う。さらに、生態系や景観へ悪影響を及ぼさないよう、携帯トイレの利用等のし尿処理に関するルールやマナーの普及啓発など必要な対策を推進する。</p>	<p>を行う。さらに、生態系や景観へ悪影響を及ぼさないよう、引き続き携帯トイレの利用等のし尿処理に関するルールやマナーの普及啓発など必要な対策を推進する。</p>	<p>【見直しの方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、し尿処理やゴミの扱いに関する上記課題への対応を実施していく旨を記載
<p>(ウ) 海域のレクリエーション利用</p> <p>動力船を利用して観光目的で知床岬等の陸域に上陸することは、自然環境に悪影響を及ぼすことが懸念されることから、「知床岬地区の利用規制指導に関する申し合わせ」等により、関係行政機関等が連携・協力し、観光目的での上陸の抑制を徹底・強化する。</p> <p>また、遺産地域の海岸部及び海域は、ケイマフリやオオセグロカモメ、ウミウ等の海鳥や海棲哺乳類の生息地・繁殖地となっているため、観光・レジャー目的の船舶や水上バイクの航行、無秩序な餌やりや観察等がこれら海鳥や海棲哺乳類に悪影響を与えることも懸念される。このため、海域のレクリエーション利用が海鳥や海棲哺乳類に悪影響を与えないようルールづくりを行うとともに、普及啓発を行う。</p> <p>遺産地域においては、シーカヤックで半島を周回したり、興味地点まで往復するなどの利用も見られる。シーカヤックでの利用では、キャンプや風待ち等のために上陸が必要となる場合がある。このため、海岸部の植生や野生動物に悪影響を及ぼさないよう、「利用の心得」等のもとに適正に行われるようにする。</p> <p>シロザケ、カラフトマスが来遊する時期には、遊漁船等を利用した釣りや河口付近での釣りが行われている。シロザケ、カラフトマス等の釣りについては、現状を踏まえた上で遊漁関係者等と連携・協力し、釣りを目的とした上陸場所の特定、関係法令・規則の遵守、ゴミの持ち帰りや釣り上げた魚の適切な処置等に関する指導を強化するなどして、自然環境への悪影響を防止する。</p> <p>なお、これらの観光・レジャー目的の船舶や水上バイク、シーカヤックの利用、釣りなど海域のレクリエーション利用に当たっては、対象海域の漁業生産活動への支障を防止するという点にも十分配慮するようルールの遵守を求めていく。</p>	<p>⑤海域のレクリエーション利用</p> <p>動力船を利用して観光目的で知床岬等の陸域に上陸することは、自然環境に悪影響を及ぼすことが懸念されることから、「知床岬地区の利用規制指導に関する申し合わせ」(付属資料●)等に基づき、関係行政機関等が連携・協力し、観光目的での上陸の抑制を徹底する。</p> <p>また、遺産地域の海岸部及び海域は、ケイマフリやオオセグロカモメ、ウミウ等の海鳥や海棲哺乳類の生息地・繁殖地となっているため、観光・レジャー目的の船舶や水上バイクの航行、無秩序な餌やりや観察等がこれら海鳥や海棲哺乳類に悪影響を与えることも懸念される。このため、海域のレクリエーション利用が海鳥や海棲哺乳類に悪影響を与えないよう「利用の心得」(付属資料●)等のルールに基づき、普及啓発を行うとともに、モニタリング等を通じて海鳥や海棲哺乳類の生息状況の把握に努める。</p> <p>遺産地域においては、シーカヤックで半島を周回したり、興味地点まで往復するなどの利用も見られる。シーカヤックでの利用では、キャンプや風待ち等のために上陸が必要となる場合がある。このため、海岸部の植生や野生動物に悪影響を及ぼさないよう、「利用の心得」(付属資料●)等に基づき、適正に行われるようにする。また、事故防止に向けて拠点施設等を活用し、必要な情報提供や普及啓発を行う。</p> <p>シロザケ、カラフトマスが来遊する時期には、遊漁船等を利用した釣りや河口付近での釣りが行われている。シロザケ、カラフトマス等の釣りについては、現状を踏まえた上で遊漁関係者等と連携・協力し、釣りを目的とした上陸場所の特定、関係法令・規則の遵守、ゴミの持ち帰りや釣り上げた魚の適切な処置等に関する指導を強化するなどして、自然環境への悪影響を防止する。</p> <p>なお、これらの観光・レジャー目的の船舶や水上バイク、シーカヤックの利用、釣りなど海域のレクリエーション利用に当たっては、対象海域の漁業生産活動への支障を防止するという点にも十分配慮するようルールの遵守を求めていく。</p>	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「申し合わせ」や「利用の心得」に基づく普及啓発、管理を実施 羅臼側でのシャチ・ホエールウォッチングなどの海域利用の急増傾向。マーケットの拡大。業界団体の立ち上げとルールの統一化。 赤岩昆布ツアーなど歴史文化を焦点としたツアーの実施（ただし、部会は解散） 上記の提案を踏まえた利用の心得の見直し（2015～2016）、利用のあり方に関する地域懇談会の開催（2017～2018） <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、動力船による規制についての関係者による連携協力や、利用の心得等に基づく適正利用の普及啓発が必要 赤岩昆布ツアーなどの提案と議論経過を踏まえると、先端部利用のあり方については進行形の議論が続いており、ルールの見直し要望も強い。また、観光船事故を踏まえた今後のあり方については流動的な点を考慮する必要あり。 釣りの問題についても、ヒグマとのあつれきやマナーの点で課題。 一部の海鳥の確認数の減少（ただし、観光利用との因果関係は不明） 冬季における海ワシ類への餌やり 海域のレクリエーション利用時に発生した観光船事故を受けた安全対策 <p>【見直しの方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き利用の心得等に基づく適正利用の推進が必要である旨、記載 一部の海鳥の減少については、長期モニタリング計画によるモニタリングの継続により把握していく旨、記載 観光船事故を受けた安全対策は「⑦安全で安心な利用の推進」を新たに項目立てし、記載
<p>(エ) その他の利用</p> <p>遺産地域ではエゾシカやヒグマ等の野生動物の姿を見ることが日常的であるが、これら野生動物の写真撮影や観察については、野生動物を脅かしたり、繁殖活動に悪影響</p>	<p>⑥その他の利用</p> <p>知床の世界自然遺産としての価値である生態系や生物多様性への悪影響を回避、低減するための指導、普及啓発を引き続き実施していく。</p>	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存の保護制度に基づく管理を実施 厳冬期の五湖エコツアーの実施

	<p>上で 2013 年に策定した「知床エコツーリズム戦略」(付属資料●) <u>を必要に応じて見直しつつ、当該戦略</u>に基づいて知床らしい良質な自然体験の提供に取り組む。</p> <p>知床らしい良質な自然体験として、顕著な普遍的価値に沿ったストーリー性を有し、利用者に感動と学びを提供するものであり、同時に価値を損なわないルール、価値の維持に貢献する仕組みを有した責任ある利用を目指す。</p> <p>自然環境を利用する際の原則は、自然環境に内在する危険性を理解した上で、自己の判断に基づき行動することであり、その結果として事故による損害が生じた場合の責任は自らにある。この自己責任の原則が適正な観光利用につながり、多様な観光形態を可能にしていることから、積極的に啓発していく必要がある。</p> <p>一方、各利用に伴う安全面でのリスクに対しては、管理者や事業者において最大限の回避・低減に向けた検討や取組みを行うとともに継続的に改善を図っていくこととする。また、利用者に対して「利用の心得」(付属資料●)を始めとした利用ルールの普及・周知を進める。</p> <p>利用に伴う自然環境への影響等については、社会環境の変化(経済やインバウンド、技術の発達等)や利用者の変化(嗜好や行動等)、野生動物の変化(利用者との相互作用等)が急速に進む中、長期モニタリング計画に基づいた自然科学と社会科学両面からのモニタリングによつて的確に把握し、知床エコツーリズム戦略や各種ルールの見直し、対策等への反映を迅速に行う。</p>	
	<p>ア. 知床エコツーリズム戦略による持続可能な利用の促進</p> <p>「知床エコツーリズム戦略」(付属資料●)は、「知床世界自然遺産地域の保全状況に関する調査報告書(2008年、IUCN)」での勧告に基づいて、知床世界自然遺産に係る地域団体及び行政機関が連携・協働・合意の上で2013年に策定したものである。</p> <p>知床におけるエコツーリズムを含む各種の利用は、「知床エコツーリズム戦略」に示された以下の3つの基本原則と8つの視点を基本方針として持続的に促進する。</p> <p>1) 基本原則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺産地域の自然環境の保全とその価値の向上 ・世界の観光客への知床らしい良質な自然体験の提供 ・持続可能な地域社会と経済の構築 <p>2) エコツーリズムを含む観光利用の推進にあたって必要な視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域主体・自律的・持続的であること ・共有・協働・連携・ネットワーク ・自然環境を保全すること ・自然生態系に関する理解を促進すること ・地域の文化・歴史的背景を踏まえること ・自己責任の原則と管理責任の分担 ・知床のブランド価値を高めるという視点を持つこと ・順応的管理型であること <p><u>なお、「知床エコツーリズム戦略」の見直しを行った場合には、その内容に応じた管理を行っていく。</u></p>	
	<p>イ. 利用による遺産価値の維持と拡張</p>	

	<p>ジメント」(※2024.2時点では中間報告)を踏まえ、地域全体としてリスクを可能な限り抑制し、その可視化を含めてマネジメントすることを目指して取り組みを進める。</p> <p>エコツアー等の推進にあたっては、実施するエコツアー等の性質に応じ、利用者に対し、安全・リスクに関する情報を事前に十分伝えるとともに、安全確保のための備えを事前に行う必要がある。</p>	
	<p>エ. 地域主導による意思決定と運営</p> <p>ユネスコによる「世界遺産条約履行のための作業指針」に基づき、利用の推進は地域主導を基本とし、地域が自律的に取組むことで地域社会と経済への持続的貢献を図っていく。</p> <p>具体的な施策や新たな取組みの検討は、地域の関係団体、ガイド事業者、専門家、地元自治体及び関係行政機関等により構成する「知床世界自然遺産地域適正利用・エコツアーリズム検討会議」において行うこととし、地域の自主性や参加者からの提案を尊重し、科学的知見に基づいた助言を得た上で、連携・協働して実現を目指す。</p> <p>一方、利用者の増加や集中、利用形態の多様化などにより、原始的な雰囲気が失われたり、自然環境への影響が生じている又は生じるおそれがあるほか、自然に内因するリスク上の懸念から利用が制限されるなどの課題もある。これらに対しては、長期モニタリング計画によるモニタリング結果を活用して「知床世界自然遺産地域適正利用・エコツアーリズム検討会議」にフィードバックし、より適正な利用に向けた改善を図るほか、利用者等への普及啓発や情報発信（ニュースレターや知床白書の作成等）を進めていく。</p>	
	<p>オ. 利用に関する管理手法と配慮事項</p> <p>「知床エコツアーリズム戦略」(付属資料●)において、地区毎の自然環境と利用施設の状況等を踏まえたゾーニングを規定し、適正な利用を推進する。</p> <p>主な利用地区や利用形態ごとの配慮事項は、以下のとおりとし、これらの推進に努めることで、適正な利用としての最適化を図っていく。</p> <p>①自然散策</p> <p>知床国立公園を代表する主要利用拠点である知床五湖は、ヒグマ防止のための電気柵を備えた高架木道や原生性の高い湖沼と森林を散策する地上遊歩道が整備されている。バリアフリー構造である高架木道では、様々な人たちが知床国立公園の優れた自然景観を容易に探勝できるよう、利用施設の適切な維持管理を行う。地上遊歩道については、多くの利用者に伴って生じる静寂感の喪失、踏みつけによる歩道や植生の衰退、高密度に生息するヒグマとのあつれきを生じさせないように、自然公園法に基づく利用調整地区制度を適切に運用することにより、遺産価値を保全するとともに、その優れた価値を持続的に感受できるよう、利用施設の適切な維持管理を行う。</p> <p>幌別地区に整備された遊歩道及び展望台は、切り立った海食崖の中を流れるフレペの滝や雄大な知床連山の景観を楽しむことができる利用拠点として多くの観光客が訪れるエリアとなっており、今後とも適切な維持管理を行っていく。</p> <p>カムイワッカ湯の滝は、自然湧出した温泉が川に流れ込み、川全体が温泉となって流下する、我が国では他に類を見ない渓谷である。当該渓谷の沢登りは価値の高い体験が</p>	

	<p>もなり得るマイカー規制やシャトルバス導入の可能性、その効果等について引き続き検討を行う。</p> <p>利用者が集中する知床五湖地区や到達道路が限られているカムイワッカ地区を対象とした自動車利用適正化対策については、地域主導により、ヒグマからの安全確保や動物観察の機会提供等も考慮した試行事業の取組成果を踏まえて、持続的な交通システムとしての構築を推進する。</p>	
<p>—</p>	<p>(8-6) 長期モニタリング及び総合評価に基づく順応的管理</p> <p>遺産地域の生態系は多種多様な生物により構成されており、こうした複雑で将来予測が不確実な生態系については、順応的に管理を行う必要がある。このため、科学委員会での検討を踏まえ、長期モニタリング計画を策定するとともに、同モニタリング計画に基づき、関係行政機関、地元自治体、関係団体、専門家が連携してモニタリング・調査研究を実施し、科学的知見の集積に努める。また、モニタリング・調査研究の実施に当たっては、地域住民や観光事業者との連携を図っていく。</p> <p>長期モニタリングでは、遺産地域の保全状態、環境圧力・観光圧力及び管理の実施状況及び対策による効果についてモニタリング及び評価を行う。</p> <p>調査研究については、遺産地域の生態系の仕組み解明といった遺産地域の価値を裏付けるもの、外来種の防除方法の検討といった特定の課題への対策を講じるためのもの、モニタリング手法の開発につながるもの等を実施していく。特に遺産地域の順応的管理を行うためには日露の隣接地域の生態系の状況を把握することも必要であることから、この地域の生態系の保全と持続的な利用に関して、日露間で情報の共有に努めるなど、協力を進めていく。</p> <p>モニタリング・調査研究の成果については、管理の改善に随時反映・活用するとともに、科学委員会での検討を踏まえ、により総合評価書としてとりまとめるほか、また、ウェブ上に構築した知床データセンターを通じて、関係行政機関、地元自治体、関係団体、専門家間で情報を共有するとともに、広く一般にも情報提供し、遺産地域の適正な保全管理に活用する。</p>	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1期長期モニタリング計画に計37のモニタリング項目を位置づけ、継続的なモニタリングを実施（2012～2021年）、及び総合評価の実施（2022年3月） 計画内容の見直しを行い、第2期計画に計38のモニタリング項目を位置づけ、2022年4月に策定し、引き続きモニタリングを実施中 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 継続的なモニタリングの実施 地域住民や観光事業者との連携の促進 遺産地域の順応的管理のため、周辺地域、特に日露間での情報共有が必要 <p>【見直しの方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 長期モニタリング計画に基づき、遺産地域の保全状態、環境圧力・観光圧力及び管理の実施状況及び対策による効果についてモニタリング及び評価を行う旨を記載 地域等とも連携したモニタリング、調査研究の実施を記載 長期モニタリング等の結果及び総合評価の結果に基づき、遺産地域の順応的管理を進めていくことについて記載 日露間の連携については社会情勢を踏まえた記載に変更
<p>(8) 気候変動の影響への対応</p> <p>気候変動については、北半球で最も低緯度の海水域であることを一つの特徴とする遺産地域にも影響を与えることが懸念されていることから、気候変動の影響も含めて把握できるモニタリングを実施するとともに、気候変動への適応策についての情報収集・研究を行い、それらの成果を踏まえて、遺産地域で実行可能な気候変動の影響への適応策を検討し、実施する。</p>	<p>(9-7) 気候変動への対応</p> <p>気候変動については、北半球で最も低緯度の季節海水域であることを一つの特徴とする遺産地域にも影響を与えることが懸念されており、IUCNからも気候変動適応のための戦略づくりが求められている。このため、気候変動の兆候及びその影響を把握することを目的としたモニタリングを長期モニタリング計画に位置づけて実施する。</p> <p>また、気候変動による遺産価値へのインパクト、リスク及び適応策についての情報収集・研究を行い、それらの成果も踏まえて、遺産地域で実行可能な気候変動の影響に対する順応的な管理方法を優先順位も含めて検討・整理を行い、気候変動に対する順応的管理戦略を策定し、あらゆる施策において、戦略に基づいた適応策を実行していく。必要な対策を講じていく。</p>	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2022年より気候変動の把握を目的とした新たな観測地点を設置 気候変動に対する順応的管理戦略の策定に向けた検討を開始 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現状では予兆及び影響を把握できる状態には至っておらず、モニタリングの充実・強化が必要 IUCNからの勧告も踏まえ、気候変動適応のための検討を進め、順応的管理戦略の早期策定と適応策の実施が必要 <p>【見直しの方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 気候変動に伴う遺産価値への影響を最小化していくために、気候変動によるインパクトやリスクを洗い出し、科学的な知見に基づいた順応的管理戦略を策定することで必要な対策を講じていくことを記載

コメントの追加 [修正の背景19]:
 エコツアーWG意見：
 モニタリング結果をフィードバックし、管理の改善に繋げることもしっかり記述すべき。

コメントの追加 [修正の背景20]:
 科学委員会意見：
 特にクライテリア「生態系」に対しては、気候変動により大きく変動したときに、どのような対策が考えられるのかを記述した方がよい。気候変動は価値に与える脅威と位置づけるべき。

<p>遺産地域の管理に関わる以下の行政機関は、相互に必要な情報の共有を図り、緊密な連携の元に適切に管理を進める。</p> <p>ア. 環境省北海道地方環境事務所釧路自然環境事務所</p> <p>ウトロ自然保護官事務所及び羅臼自然保護官事務所において、原生自然環境保全地域、国立公園、鳥獣保護区の管理及び種の保存法に基づく管理を行う。</p> <p>イ. 林野庁北海道森林管理局</p> <p>網走南部森林管理署（ウトロ森林事務所、峰浜森林事務所）及び根釧東部森林管理署（羅臼森林事務所）、知床森林センターにおいて、知床森林生態系保護地域等の国有林の管理や整備・保全を行う。</p> <p>ウ. 北海道</p> <p>網走・根室両支庁の環境生活課、水産課及び林務課において、環境関係では、国立公園に係る管理の協力、野生生物の保護管理等、水産関係では、水産業の振興や漁業の許可、漁業の操業調整等の漁業資源の管理、また、林務関係では、民有林の適正な整備及び保全を図るために指導を行う。</p> <p>エ. 斜里町</p> <p>環境保全課において、自然保護業務、野生生物の調査研究・保護管理、環境対策、利用者指導やサービス提供、しれとこ 100 平方メートル運動等についての事務を行うとともに、それらに関する住民への情報提供や意識啓発の事務を行う。また、羅臼町と共同で（財）知床財団を設置して、野生生物の保護管理やしれとこ 100 平方メートル運動等の現地業務等を行う。</p> <p>水産林務課において、水産振興や漁港管理及び民有林の管理・指導の事務を行う。</p> <p>斜里町立知床博物館において、文化財の保護及び調査、野生生物の調査研究、教育普及活動、天然記念物及び傷病鳥獣の保護管理を行う。</p> <p>オ. 羅臼町</p> <p>環境管理課において、自然保護業務、野生生物保護管理、廃棄物対策等についての環境保全業務を行うとともに、それらに関する住民への情報提供や意識啓発の事務を行う。</p> <p>水産商工観光課において、水産振興や漁港管理及び民有林の管理・指導等の事務を行う。</p> <p>郷土資料室において、文化財の保護及び調査、野生生物の調査研究、教育普及活動、天然記念物の保護管理を行う。また、斜里町とともに、（財）知床財団の共同設立者として、知床財団の活動を通じた保護と利用の調和を図る活動を担う。</p>	<p>（１）遺産地域の管理機関及び地元自治体の体制</p> <p>遺産地域の保全管理に関わる以下の行政機関は、相互に必要な情報の共有を図り、緊密な連携の元に適切に管理を進める。</p> <p>①ア. 環境省北海道地方環境事務所釧路自然環境事務所</p> <p>ウトロ自然保護官事務所及び羅臼自然保護官事務所において、遠音別岳原生自然環境保全地域、知床国立公園、国指定知床鳥獣保護区の保全管理及び種の保存法に基づく野生生物の保護管理を行う。</p> <p>②イ. 林野庁北海道森林管理局</p> <p>網走南部森林管理署（ウトロ森林事務所、峰浜森林事務所）及び根釧東部森林管理署（羅臼森林事務所）、知床森林生態系保全センターにおいて、知床森林生態系保護地域等の国有林の管理や整備・保全を行う。</p> <p>③ウ. 北海道</p> <p>網走・根室両支庁の環境生活課、水産課及び林務課において、環境関係では、国立公園に係る管理の協力、エゾシカ、ヒグマ等の野生生物の保護管理等、水産関係では、水産業の振興や漁業の許可、漁業の操業調整等の漁業資源の管理、また、林務関係では、民有林の適正な整備及び保全を図るために指導を行う。</p> <p>④エ. 斜里町</p> <p>環境課において、自然保護業務、野生生物の調査研究・保護管理、環境対策、利用者指導やサービス提供、しれとこ 100 平方メートル運動等についての事務を行うとともに、それらに関する住民への情報提供や意識啓発の事務を行う。また、羅臼町と共同で公益財団法人知床財団を設置して、野生生物の保護管理やしれとこ 100 平方メートル運動等の現地業務等を行う。</p> <p>水産林務課において、水産振興や漁港管理及び民有林の管理・指導の事務を行う。斜里町立知床博物館において、文化財の保護及び調査、野生生物の調査研究、教育普及活動、天然記念物及び傷病鳥獣の保護管理を行う。</p> <p>商工観光課において、観光振興や観光プランディング、観光施設の整備管理等を行う。</p> <p>⑤オ. 羅臼町</p> <p>産業創生課において、自然保護業務、野生生物保護管理についての環境保全業務を行うとともに、それらに関する住民への情報提供や意識啓発の事務を行い、水産振興や漁港管理及び民有林の管理・指導等の事務についても行う。</p> <p>環境生活課において、脱炭素化や廃棄物対策等についての事務を行う。</p> <p>郷土資料室において、文化財の保護及び調査、野生生物の調査研究、教育普及活動、天然記念物の保護管理を行う。また、斜里町とともに知床財団の共同設立者として、知床財団の活動を通じた保護と利用の調和を図る活動を担う。</p>	<p>・各行政機関は緊密に連携し、地域連絡会議や科学委員会、関連する会議等の運営や各種事業、取組を推進</p> <p>【課題】</p> <p>・－</p> <p>【見直しの方向性】</p> <p>・それぞれ、更新・追記すべき事項があれば記載</p>
<p>（１）計画の実施等</p> <p>遺産地域の自然環境の状況を把握し、科学的なデータを基礎として適正な対応を図</p>	<p>（２）科学的助言に基づく順応的管理のための体制</p> <p>遺産地域の自然環境の状況を把握し、科学的なデータを基礎とした順応的管理を進</p>	<p>【実績】</p> <p>・2004 年（平成 16 年）知床世界自然遺産候補地科学委員会を</p>

<p>(1) 計画の実施等</p> <p>本管理計画の実施状況については、毎年度点検を行い、地域連絡会議及び科学委員会に報告する。</p>	<p>(4) 管理計画の実施状況の点検</p> <p><u>管理計画の実施状況については、毎年度点検を行い、地域連絡会議及び科学委員会に報告する。管理計画に基づく管理の実施状況は、地域連絡会議及び科学委員会や、その下部に設置された専門部会等において現状を報告し必要な議論を実施する。また、その結果は、地域連絡会議及び科学委員会に報告するとともに、得られた科学的な助言や意見は各専門部会の協議にフィードバックするなど、順応的に進めていく。</u></p>	<p>記載</p> <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理計画に基づく管理の実施状況は、地域連絡会議及び科学委員会や、その下部に設置された専門部会等において現状報告がなされ必要な議論を実施 その結果は、地域連絡会議及び科学委員会に報告されるとともに、その場で得られた科学的な助言や意見は各専門部会の協議にフィードバック <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、遺産管理に反映される実行性のある点検を実施 <p>【見直しの方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理計画の実施状況の点検について、簡潔に記載
<p>(9) 年次報告書の作成</p> <p>地域との連携・協働と順応的な管理を推進していくためには、遺産地域とその周辺地域の現況や遺産地域に関する取組を整理し、関係行政機関、地元自治体、関係団体及び専門家等間で情報共有を行うことが必要である。このため、遺産地域とその周辺地域の自然環境とそれをとりまく社会環境についての最新の状況や、関係行政機関、地元自治体、関係団体及び専門家等による遺産地域に関する取組等を毎年度年次報告書としてとりまとめ、遺産地域の適切な管理に活かしていく。</p>	<p>(5) 年次報告書（知床白書）の作成</p> <p>地域との連携・協働と順応的な管理を推進していくためには、遺産地域とその周辺地域の現況や遺産地域に関する取組を整理し、関係行政機関、地元自治体、関係団体及び専門家等間で情報共有を行うことが必要である。このため、遺産地域とその周辺地域の自然環境とそれをとりまく社会環境についての最新の状況や、関係行政機関、地元自治体、関係団体及び専門家等による遺産地域に関する取組等を毎年度年次報告書（通称「知床白書」）としてとりまとめ、遺産地域の適切な管理に活かしていく。</p>	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然環境及び社会環境の最新状況や、関係等による遺産管理のための取組みの進捗状況等について、年次報告書として年1回とりまとめ、公表 2021年度（令和3年度）版より、とりまとめ時期を半年繰り上げて9月末公表とし、可能な限り情報公開を早期化 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、自然環境及び社会環境の最新状況や経年変化、取組みの進捗状況等が統括整理された資料として、毎年度作成 <p>【見直しの方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域との連携・協働と順応的な管理の推進に必要な統括的な情報整理が必要であることを記載 毎年度報告書としてとりまとめ遺産地域の管理に活かしていく旨を記載
<p>ウ. 知床世界遺産センターその他主要施設の運営方針</p> <p>遺産地域の調査研究や管理の拠点施設として、知床世界遺産センターにおいて最新の調査研究や管理の情報を収集・蓄積し、専門家等に提供する。また、知床世界自然遺産地域への入口として、利用者に知床の世界自然遺産としての価値を伝えるとともに、遺産地域で守るルールやマナーについて啓発を行う。</p> <p>また、知床世界自然遺産地域の先端部への入口として、知床世界遺産ルサフィールドハウスにおいて先端部の利用者にルールやマナーのレクチャーを行うとともに、先端部現地のリアルタイム情報等を提供して事故防止と環境保全を図る。また、利用者に対して、人と海との関わりを通して世界自然遺産としての価値を伝える。</p> <p>さらに、遺産地域の保全・管理や適正な利用に係る次の施設について、以下の方針に基づき運営するとともに、施設間の連携を図り、情報の交換、共有化を促進する。</p> <p>(ア) 知床自然センター</p>	<p>(6) 情報の発信・共有と普及啓発等</p> <p>①知床世界遺産センター及び主要施設における情報の発信等</p> <p>知床世界遺産センターを始め、遺産地域の保安全管理や適正な利用に関わる各施設において、以下の運営方針により情報の発信・共有、普及啓発等を進める。また、施設間の連携を図り、情報の交換、共有化を促進する。</p> <p>(ア) 知床世界遺産センター</p> <p>遺産地域の調査研究や管理の拠点施設として、最新の調査研究や管理の情報を収集・蓄積し、専門家等に提供する。また、知床世界自然遺産地域への入口として、利用者に知床の世界自然遺産としての価値を伝えるとともに、遺産地域で守るルールやマナーについて啓発を行う。</p> <p>(イ) 知床世界遺産ルサフィールドハウス</p>	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 主な施設の来館者数（以下、コロナ禍前の2019年及び2021年を併記） <ul style="list-style-type: none"> ○世界遺産センター：13万人・5万人 ○ルサフィールドハウス：0.9万人・0.5万人 ○知床自然センター：26万人・17万人 ○知床羅臼ビジターセンター：5万人・2万人 ○ボランティア活動施設：1000人・170人 ○知床博物館：1.1万人・0.5万人 世界遺産センター、ルサフィールドハウス：各種展示や資料、パンフレット配布を通じて来館者に遺産の価値を伝えるとともに、ルールやマナー等の普及啓発を実施。特にルサフィールドハウスは先端部地区の情報提供等を通じて事故防止

<p>者に対して自らの身は自らが守るという自己責任意識や危険回避についての普及啓発を行うことが重要である。</p> <p>さらに、地域との連携と科学的知見に基づく遺産地域の管理体制については、世界遺産委員会からも他地域の管理のモデルとなると高い評価を受けており、国際貢献とより優れた管理体制の構築等のため、国際機関や他の保護地域の関係者と保護地域の管理体制等について積極的に情報を共有することが重要である。</p> <p>このため、遺産地域の保全・管理の状況に係る情報、科学的なデータ、利用に関するルールやマナーに関する情報等について、世界遺産センター等の主要施設、インターネット、説明会、イベント、国際会議等の場において、パンフレット、映像、ホームページや遺産地域の管理に関する年次報告書等を効果的に活用し、必要な情報の共有を図るとともに、普及啓発を推進する。</p>	<p>②知床データセンターを通じた情報共有</p> <p>地域住民が遺産地域の自然環境の現状や保全管理の状況を的確に理解できるようにするとともに、科学的知見に基づく順応的な管理を推進するため、知床データセンターにおいて、モニタリングや調査研究によって得られたデータを関係行政機関、地元自治体、関係団体、専門家等が共有し、遺産地域の保全管理に反映してゆけるようにする。</p> <p>③国際機関や他の保護遺産地域の関係者等との情報の共有等</p> <p>地域との連携と科学的知見に基づく遺産地域の管理体制については、世界遺産委員会からも他地域の管理のモデルとなると高い評価を受けており、国際貢献とより優れた管理体制の構築等のため、国際機関や他の保護遺産地域の関係者と保護遺産地域の管理体制等について積極的に情報を共有することが重要である。</p> <p>このため、遺産地域の保全管理の状況に係る情報、科学的なデータ、利用に関するルールやマナーに関する情報等について、世界遺産センター等の主要施設、インターネット、説明会、イベント、国際会議等の場において、パンフレット、映像、ホームページや遺産地域の管理に関する年次報告書等を効果的に活用し、必要な情報の共有を図るとともに、普及啓発を推進する。</p>	
<p>7. おわりに</p> <p>知床は、アイヌの人々が畏敬の念を込めて「シリエトク（大地の果てるところ）」と呼んだように、険しい地形や厳しい気象条件の下に、日本では数少ない原始的な自然環境が残されている地域である。そこにはアイヌの人々が「カムイ（神）」と称したヒグマやシマフクロウが極めて高密度に生息している。そしてそれらの動物等を頂点として、実に多様な生物が海から川、山にわたり有機的に連関しあって、豊かな生態系が成立している。</p> <p>半島地域に暮らす人たちは、こうした自然を損なうことなく、むしろ、順応する形で自然がもたらす様々な恵みを持続的に利用しながら、地域特有の生活や産業を営み、文化を育んできた。遺産地域の自然環境の保全・管理や持続可能な利用を考える上で、アイヌの人々の文化をはじめ、これまでこの地域に暮らしてきた人々により伝統的に培われてきた知恵と技術に学んでいくことも欠かせない。</p> <p>昭和49年（1974年）には、国立公園指定10周年を契機とし、斜里町及び羅臼町が町民とともに知床憲章を制定した。その中で、知床半島の原始的自然を人類共有の財産と位置づけ、厳正な保護と秩序ある利用の下に、永く子孫に伝えていくことを宣言した。また、開拓跡地を乱開発から守るために買い上げ、さらに原始の森へと再生する息の長い活動も開始され、地域主導の下、国民の幅広い協力を得て展開されている。遺産地域の貴重な自然が今日まで保たれてきた背景には、こうした地域の人たちの自然に対する高い意識とこれまでの地道な取組があることを忘れてはならない。</p> <p>管理を担う関係行政機関の連携・協力はもちろんのこと、地域住民や関係団体等の積極的な参加・協力を得て、世界遺産地域の自然と、そしてその自然と共生する地域の双方がより輝きを増していくように、様々な取組を進めるものとする。</p>	<p>8. おわりに</p> <p>知床は、アイヌの人々が畏敬の念を込めて「シリエトク（大地の果てるところ）」と呼んだように、険しい地形や厳しい気象条件の下に、日本では数少ない原生的な自然環境が残されている地域である。そこにはアイヌの人々が「カムイ（神）」と称したヒグマやシマフクロウが極めて高密度に生息している。そしてそれらの動物等を頂点として、実に多様な生物が海から川、山にわたり有機的に連関しあって、豊かな生態系が成立している。</p> <p>知床半島に暮らす人たちは、こうした自然を損なうことなく、むしろ、順応する形で自然がもたらす様々な恵みを持続的に利用しながら、地域特有の生活や産業を営み、文化を育んできた。遺産地域の自然環境の保全管理や持続可能な利用を考える上で、アイヌの人々の文化をはじめ、これまでこの地域に暮らしてきた人々により伝統的に培われてきた知恵と技術に学んでいくことも欠かせない。</p> <p>1974年（昭和49年）には、国立公園指定10周年を契機とし、斜里町及び羅臼町が町民とともに知床憲章を制定した。その中で、知床半島の原生的自然を人類共有の財産と位置づけ、厳正な保護と秩序ある利用の下に、永く子孫に伝えていくことを宣言した。また、開拓跡地を乱開発から守るために買い上げ、さらに原始の森へと再生する息の長い活動も開始され、地域主導の下、国民の幅広い協力を得て展開されている。遺産地域の貴重な自然環境が今日まで保たれてきた背景には、こうした地域の人たちの自然に対する高い意識とこれまでの地道な取組があることを忘れてはならない。</p> <p>遺産地域の保全管理を担う関係行政機関の連携・協力はもちろんのこと、地域住民や関係団体等の積極的な参加・協力を得て、世界遺産地域の自然と、そしてその自然と共生する地域の双方がより輝きを増していくように、様々な取組を進めるものとする。</p>	<p>【実績】</p> <p>・—</p> <p>【課題】</p> <p>・—</p> <p>【見直しの方向性】</p> <p>・引き続き、関係機関・関係者の連携・協力のもとに遺産管理を進めていくこと等を記載</p>

<p>存在は半島の東西の気候に影響を及ぼし、気温や降水量に大きな地域差が生じている。羅臼側は、夏期には湿気を含んだ海からの南東風が知床連山に当たるため、雨が多く、海霧により低温になる。冬期には海洋性気候の影響により比較的降雪が多く、気温も斜里側と比較すると高い。</p> <p>一方、斜里側は、夏期には知床連山の北でフェーン現象により高温地域になり、降水量が少ない。冬期には北西季節風の影響に加えて、流氷が海水に比べ太陽光線をより反射してしまう効果や、流氷がその下の海水からの熱を遮断する効果により気温が低下する。</p>	<p>存在は半島の東西の気候に影響を及ぼし、気温や降水量に大きな地域差が生じている。羅臼側は、夏期には湿気を含んだ海からの南東風が知床連山に当たるため、雨が多く、海霧により低温になる。冬期には海洋性気候の影響により比較的降雪が多く、気温も斜里側と比較すると高い。</p> <p>一方、斜里側は、夏期には知床連山の北でフェーン現象により高温地域になり、降水量が少ない。冬期には北西季節風の影響に加えて、海水が海水に比べ太陽光線をより反射してしまう効果や、海水がその下の海水からの熱を遮断する効果により気温が低下する。</p>	
<p>ウ. 流氷</p> <p>オホーツク海は、地形的・地理的条件により流氷ができる海洋として北半球で最も低緯度に位置する季節海水域である。これは、オホーツク海の風上であるユーラシア大陸北東部が北半球の寒極にあたり、そこからの強い寒気の吹き出しにより、海水が効率的に冷却されることによる。それに加え、オホーツク海の表層は塩分、密度が低いため、冬期の海の大対流が深層まで及ばないことも原因となっている。</p> <p>北部オホーツク海で流氷ができるとき、低温で高塩分の中層水が生産されており、この栄養塩の豊かな中層水の一部が知床半島周辺海域へも広がっていく。また、遺産地域及び周辺地域はオホーツク海で形成された流氷が接岸する最南端の地であり、流氷下にはアイスアルジーが増殖し、流氷形成時の鉛直混合により作られる栄養塩の豊富な中層水が表層に運ばれることで植物プランクトンの大増殖が生じ、それを餌とする動物プランクトン、さらに高次消費者である魚類や海棲哺乳類、陸上の生物にまでつながる食物網が形成される。</p>	<p>ウ. 海水</p> <p>オホーツク海は、地形的・地理的条件により海水ができる海洋として北半球で最も低緯度に位置する季節海水域である。これは、オホーツク海の風上であるユーラシア大陸北東部が北半球の寒極にあたり、そこからの強い寒気の吹き出しにより、海水が効率的に冷却されることによる。それに加え、オホーツク海の表層は塩分、密度が低いため、冬期の海の大対流が深層まで及ばないことも原因となっている。</p> <p>北部オホーツク海で海水ができるとき、低温で高塩分の中層水が生産されており、この栄養塩の豊かな中層水の一部が知床半島周辺海域へも広がっていく。また、遺産地域及び周辺地域はオホーツク海で形成された海水が接岸する最南端の地であり、海水中や海水下部干にはアイスアルジーが増殖し、海水形成時の鉛直混合により作られる栄養塩の豊富な中層水が表層に運ばれることで植物プランクトンの大増殖が生じ、それを餌とする動物プランクトン、さらに高次消費者である魚類や海棲哺乳類、陸上の生物にまでつながる食物網が形成される。</p> <p>なお、オホーツク海における海水の面積は、長期的に見ると減少傾向にあることが確認されている。</p>	<p>・必要な情報の更新</p>
<p>エ. 植物</p> <p>遺産地域の植生の大半は、現在でも原生的な状態が維持されている。海岸から山頂までの標高差は約 1,600m にすぎないが、比較的低い標高域から高山帯の植生であるハイマツ低木林や高山植物群落が発達し、多様な植生が垂直的に分布している。海岸には、断崖とその周辺の土壌未発達地を中心に高山帯・寒帯から亜高山帯・亜寒帯の植物が主体となる群落が成立する。低標高地の森林はミズナラやイタヤカエデ等からなる冷温帯性落葉広葉樹林、トドマツやアカエゾマツ等からなる亜寒帯性常緑針葉樹林とこれらが混生した針広混交林がモザイク的に併存する。亜高山帯では一般的な植生分布とは異なり常緑針葉樹林の発達が悪く、ダケカンバやミヤマハンノキ主体の落葉広葉樹林が広がっている。森林限界を越えると、ハイマツ低木林が非常に広く発達し、その中に風衝地、雪田、及び湿原群落が局在している。高山植生は比較的低い標高範囲にあるにもかかわらず多様な植物群落から構成され、美しく見事な景観を形成している。</p> <p>また植物相は北方系と南方系の植物が混在して豊かである。陸上の維管束植物としては、高山植物に北方系の種が多いことに加え、南方系の種も見られることから、多様な植物相が形成されている。知床半島の陸上の維管束植物相は 107 科 872 種からなり、そのうち 4 分の 1 を上回る 233 種が高山植物となっている。この中には、シレットコスミレ、チシマコハマギク、エゾモメンヅル等の希少種を含む。知床半島沿岸海域は、オ</p>	<p>エ. 植物</p> <p>遺産地域の植生の大半は、現在でも原生的な状態が維持されている。海岸から山頂までの標高差は約 1,600m にすぎないが、比較的低い標高域から高山帯の植生であるハイマツ低木林や高山植物群落が発達し、多様な植生が垂直的に分布している。海岸には、断崖とその周辺の土壌未発達地を中心に高山帯・寒帯から亜高山帯・亜寒帯の植物が主体となる群落が成立する。低標高地の森林はミズナラやイタヤカエデ等からなる冷温帯性落葉広葉樹林、トドマツやアカエゾマツ等からなる亜寒帯性常緑針葉樹林とこれらが混生した針広混交林がモザイク的に併存する。亜高山帯では一般的な植生分布とは異なり、常緑針葉樹林の発達が悪く、ダケカンバやミヤマハンノキ主体の落葉広葉樹林が広がっている。森林限界を越えると、ハイマツ低木林が非常に広く発達し、その中に風衝地、雪田、及び湿原群落が局在している。高山植生は比較的低い標高範囲にあるにもかかわらず、多様な植物群落から構成され、美しく見事な景観を形成している。</p> <p>また、植物相は北方系と南方系の植物が混在して豊かである。陸上の維管束植物としては、高山植物に北方系の種が多いことに加え、南方系の種も見られることから、多様な植物相が形成されている。知床半島のおり、陸上の維管束植物相は 111 科 922 種からなり、<u>が確認されている。そのうち 4 分の 1 を上回る</u>また、<u>高山植物は 233 種が</u></p>	<p>・<u>生物の種数は、最新の知見に基づき更新。出典は以下のとおり。</u></p> <p>【陸上植物】</p> <p>・<u>平成 23 年度知床世界自然遺産地域植物相調査業務（2012 年、環境省）</u></p> <p>【高山植物】</p> <p>・<u>遠音別岳原生自然環境保全地域と知床半島全域の維管束植物相、遠音別岳原生自然環境保全地域報告書（1985 年、環境庁）</u></p> <p>・<u>Kawano, S(1971) Studies on the Alpine of Hokkaido,Japan I. Phytogeography. J Coll. Lib. Arts, Toyama Univ.</u></p> <p>【海藻類】</p> <p>・<u>知床半島東岸ラウス海域の海藻相とその植生（ラウス海域のコンブに関する総合調査報告書、1985 年、羅臼漁業協同組合）</u></p>

コメントの追加【修正の背景22】:
 海域 WG 意見：
 修正を提案（p1 と同様）

<p>ア. 歴史</p> <p>厳しい自然環境による開発の難しさと、地域住民を含めた高い自然保護意識に支えられ、遺産地域の自然は原生的な状態を今日まで保ってきた。</p> <p>知床半島には、数千年にさかのぼる先史時代の遺跡が数多く残されている。その中でも10世紀前後にオホーツク海沿岸で栄えた北方の漁猟民族によるオホーツク文化の影響を受けて、アイヌの人々は、シマフクロウやヒグマ、シャチ等を神と崇め、狩猟や漁労、植物採取等をしながら、豊かな自然を大切に文化を育んだ。</p> <p>知床半島における漁業は19世紀から漁場運営が始まった。特に羅臼側では、1880年代から主に富山県からの移住者により、たら漁を中心に本格的な漁業開拓が始まり、現在のシロザケ、カラフトマス、スケトウダラ、イカ類、コンブ類などの多様な漁業の発展につながった。また、知床半島先端部地区の羅臼側において数百人の漁業者が夏期に居住しながらコンブ漁等の生産活動に従事していた。斜里側では、戦前までは少数の小規模な定置網漁業が営まれていたが、戦後、引揚者らによる漁場開拓が急速に進み、さけます定置網漁業が大きく発展した。</p> <p>また、斜里側の岩尾別地区と幌別地区では大正時代から農業開拓が数度試みられたが、厳しい自然環境や社会環境の変化等の条件が重なり、昭和50年（1975年）頃までに開拓者は次々とその土地を離れた。これと相前後して、自然保護の動きが強まり、昭和39年（1964年）に知床国立公園に指定されたのをはじめとして、遠音別岳原生自然環境保全地域、知床森林生態系保護地域、国指定知床鳥獣保護区の指定など数々の保護地域制度が適用された。昭和52年（1977年）には農業開拓跡地を乱開発から守り森林に復元することを目的として、住民と自治体が主体となった「しれとこ100平方メートル運動」がスタートした。</p> <p>平成16年（2004年）1月には推薦書が世界遺産委員会に提出され、平成17年（2005年）7月に世界遺産に登録された。</p> <p>イ. 利用状況</p> <p>遺産地域の多くの面積を占める知床国立公園及び周辺地域では、平成20年、年間約195万人の利用者が訪れている。中でも、知床五湖、幌別、カムイワッカ、知床峠及び羅臼温泉は利用者が多く、このうち、知床五湖には年間約50万人が自然探勝を目的に訪れている。利用形態は、従来から見られる大型バスによる周遊や観光船による遊覧等の団体での観光周遊や探勝利用だけでなく、近年は登山、トレッキング、シーカヤック等の体験型利用が増加してきており、質的に変化してきているうえ、多様化が進んでいる。</p> <p>ウ. 一次産業</p> <p>遺産地域（陸域）の大半を占める国有林は、そのほとんどが知床森林生態系保護地域の指定地であり、木材生産を目的とした森林施業は、現在行われていない。</p> <p>また、地域の主要な産業である水産業については、生産力の高い豊かな海に支えられ、シロザケ、カラフトマス、スケトウダラ、コンブ等の水産資源の持続可能な利用が図られている。</p> <p>エ. 土地所有形態</p> <p>遺産地域（陸域）の土地所有形態は、林野庁所管の国有林が約95パーセントを占め</p>	<p>ア. 歴史</p> <p>厳しい自然環境による開発の難しさと、地域住民を含めた高い自然保護意識に支えられ、遺産地域の自然環境は原生的な状態を今日まで保ってきた。知床半島には、数千年にさかのぼる先史時代の遺跡が数多く残されている。その中でも10世紀前後にオホーツク海沿岸で栄えた北方の漁猟民族によるオホーツク文化の影響を受けて、アイヌの人々は、シマフクロウやヒグマ、シャチ等を神と崇め、狩猟や漁労、植物採取等をしながら、豊かな自然を大切に文化を育んだ。</p> <p>知床半島では19世紀から漁場運営が始まった。特に羅臼側では、1880年代から主に富山県からの移住者により、たら漁を中心に本格的な漁業開拓が始まり、現在のシロザケ、カラフトマス<u>サケ類</u>、スケトウダラ、イカ類、コンブ類などの多様な漁業の発展につながった。また、知床半島先端部地区の羅臼側において数百人の漁業者が夏期に居住しながらコンブ漁等の生産活動に従事していた。斜里側では、戦前までは少数の小規模な定置網漁業が営まれていたが、戦後、引揚者らによる漁場開拓が急速に進み、さけます定置網漁業が大きく発展した。</p> <p>また、斜里側の岩尾別地区と幌別地区では、大正時代から農業開拓が数度試みられたが、厳しい自然環境や社会環境の変化等の条件が重なり、1975年（昭和50年）頃までに開拓者は次々とその土地を離れた。これと相前後して、自然保護の動きが強まり、1964年（昭和39年）に知床国立公園に指定されたのをはじめとして、遠音別岳原生自然環境保全地域、知床森林生態系保護地域、国指定知床鳥獣保護区など数々の保護地域が指定された。1977年（昭和52年）には農業開拓跡地を乱開発から守り、森林に復元することを目的として、住民と自治体が主体となった「しれとこ100平方メートル運動」がスタートした。</p> <p>2004年（平成16年）1月には世界遺産委員会に推薦書が提出され、2005年（平成17年）7月に世界遺産に登録された。</p> <p>イ. 利用状況</p> <p>遺産地域の多くの面積を占める知床国立公園及び周辺地域では、2019年（令和元年）には、約177万人の利用者が訪れている。この内、訪日外国人旅行者（インバウンド）の割合は、およそ15%程度と推定されている。しかし、2020年（令和2年）から2022年（令和4年）にかけて世界的な新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者数は大きく減少した。</p> <p>遺産地域の中でも、知床五湖、幌別、カムイワッカ、知床峠及び羅臼温泉は利用者が多く、このうち、知床五湖には年間約33万人が自然探勝を目的に訪れており、2011年（平成23年）からは自然公園法に基づく利用調整地区として運用されている。</p> <p>利用形態は、従来から見られる大型バスによる周遊や観光船による遊覧等の団体での観光周遊や探勝利用だけでなく、近年は登山、トレッキング、シーカヤック等の体験型利用が増加してきており、質的に変化してきているうえ、多様化が進んでいる。</p> <p>ウ. 一次産業</p> <p>遺産地域（陸域）の大半を占める国有林は、そのほとんどが知床森林生態系保護地域として指定され、<u>森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物等の保護・保全を図り、当該地域の天然林を保護・管理しており、ておろ</u>、木材生産を目的とした森林施業・<u>林業生産</u>は、現在行われていない。また、地域の主要な産業である水産業については、</p>	
---	--	--

巻末2 用語集

ページ	行	用語	解説
		アイスアルジー	海水内や海水の底で増殖する単細胞藻類（植物プランクトンの珪藻類が中心）。アイスアルジーにとり、海水中やその下面は光合成のための光が十分ではないが、海水中に留まっていれば弱い光でも光合成に利用できる上、海水が生成される際に海水が鉛直的に混合しているため、深い層の海水に含まれる栄養分が海水下面に届き、その栄養分を利用し、大量に増殖できる。海水とそれに付着する植物プランクトンが知床の豊かな生態系の基盤となっている。
		栄養塩	生物の生息と増殖に必要な塩類である窒素（硝酸、亜硝酸、アンモニア）、リン（リン酸）、珪素（ケイ酸）のことを指す。雨水により岩石・土砂から解け出した栄養塩は河川により陸から海へと運搬されるほか、海洋では中深層に多く、冬期の大規模な海水の鉛直混合により中層水より表層に供給され、春の植物プランクトンの増殖につながる。最近では海水中の鉄のような「微量金属」も植物プランクトン増殖にはなくてはならない栄養分であることが明らかとなり「微量栄養塩類」と呼ばれている。（cf.中層水）
		エコツーリズム	観光旅行者が、自然や、自然と密接な関連を有する生活文化に関わる観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、その観光資源の保護に配慮しつつ、その観光資源と触れ合い、その観光資源に関する知識及び理解を深めるための活動。 知床においては十年以上前からガイド付きツアーが導入されており、ガイド技術の向上や滞在型モデルツアーの推進などが検討されている。 （cf.知床エコツーリズム推進協議会）
		海洋生態系と陸上生態系の相互関係	陸上生態系で生産された栄養塩（鉄分含む）と土砂礫は河川から海洋生態系に運ばれることにより、海洋の生産力を高めるとともに、海岸線を保全し、海洋生態系の構造と機能の保全に貢献している。一方、サケ科魚類などは、河川へ産卵回帰することにより、海起源の豊かな栄養塩を河川を通して陸上生態系に運搬し、陸上生態系の生産力を高めるとともに、サケ科魚類を餌とするヒグマやシマフクロウなど様々な生物を育んでいる。このように、海洋生態系と陸上生態系は相互に関係しあうことにより、両生態系の構造と機能及び生物多様性を高めることにつながっている。
		外来種	他地域から人為的に持ち込まれた知床に本来存在しない種を指す。外来種のうち、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき、海外から導入された生物であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定される「特定外来生物」については、飼育、栽培、運搬、放逐などが禁止されている。知床においては近年アライグマやセイヨウオオマルハナバチ、オオハングソンソウなどの特定外来生物の侵入が確認されている。
		河川工作物	知床世界自然遺産地域内においては、設置の目的に関わらず河川を横断するすべての構造物のことをいう。具体的には、砂防・治山ダム、橋脚等である。
		関係行政機関	知床世界自然遺産地域管理計画の策定者である環境省、林野庁、文化庁及び北海道を指す。（cf.知床世界自然遺産地域連絡会議、知床エコツーリズム推進協議会）
		関係団体	漁業・観光関係の団体をはじめ知床世界自然遺産地域の保全管理や利用に密接な関わりを持つ団体を指す。
		管理計画	「管理」とは、一般的には管轄し処理すること、良い状態を保つように処理すること、もしくは事務を経営し、物的設備の維持・管轄などを行うこと等を指す。「知床世界自然遺産地域管理計画」は、関係行政機関が地域住民、関係者等の協力のもと、知床の適正な保護と利用を目的として様々な活動を統合的、統一的に実施するための計画である。 詳細は管理計画本文の「2.目的」を参照。

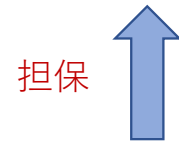
		を行ってきた。詳しくは知床データセンター(http://dc.shiretoko-whc.com/)を参照。
	知床世界自然遺産地域連絡会議	知床世界自然遺産の管理に関わる関係団体、関係する行政機関の連絡・調整を図り、適正な管理のあり方を検討することを目的として設置されている会議。詳しくは知床データセンター(http://dc.shiretoko-whc.com/)を参照。(cf.関係団体)
	知床データセンター	知床世界自然遺産の管理に関わる関係団体、関係する行政機関の連絡・調整を図り、適正な管理のあり方を検討することを目的として設置されている会議。詳しくは知床データセンター(http://dc.shiretoko-whc.com/)を参照。(cf.関係団体)知床世界自然遺産に関する様々な情報を公開するウェブサイト。各種計画、科学委員会等の会議結果、行政機関事業報告書などを掲載。 (https://shiretokodata-center.env.go.jp/index.html)
	知床半島	奥蘂別川と忠類川、中央山脈では海別岳から以東の半島先端までの面積約 10 万 ha、長さ約 70km の範囲のこととし、斜里岳は含めない。(cf.知床、知床半島基部)
	知床半島基部	知床半島の内、知床世界自然遺産地域外の区域を指す。(cf.知床、知床半島)
	知床連山	一般的には知床半島において最も新しい時代の火山群である半島中軸の羅臼岳・三ッ峰・サシルイ岳・オッカバケ岳・(南岳・知門別岳)・硫黄山を指す。
	食物網	生態系の中では、生物は互いに様々なつながりを持っているが、その中で食う-食われるの関係は「食物網」という。知床では、流水中や海水下部干において増殖するアイスアルジー及び流水が溶ける春に大増殖する植物プランクトンにより、それを餌とする動物プランクトン、さらに高次消費者である魚類や海棲哺乳類、陸上の生物にまでつながる複雑な食物網が形成されている。
	森林限界	高木が森林状態で分布しうる限界線をいう。「(生態学辞典沼田真編築地書館 1995)より抜粋) 知床(羅臼岳)における垂直分布は、標高 750m 以下においては山地帯(落葉広葉樹林、針広混交林、針葉樹林)、750m から 1100m が亜高山帯(ダケカンバ林)、1100m 以上が高山帯(ハイマツ低木林)となっており、森林限界は標高およそ 1100m である。 (「知床の植物 I 斜里町立知床博物館編斜里町・斜里町教育委員会 2005)より抜粋(一部改変)
	森林施業	目的とする森林を育成するために行う造林・保育・間伐・伐採などの一連の森林に対する人為的行為を実施することをいう。なお、広くは禁伐も含める。
	生態系の構造と機能	生態系の構造とは、生態系の非生物環境(無機環境)と生物あるいは生物の集合体との相互作用のことを指し、生態系の機能とは、生物多様性(種多様性及び遺伝的多様性)により維持されるもの(e.g.,食う-食われるの関係、共生・寄生関係、資源や異性をめぐる競争)、生物間相互作用ネットワークを指す。
	生物間相互作用	共生作用(栄養共生、防衛共生)と拮抗作用(食う-食われるの関係、寄生関係、競争関係)を指す。これらの関係性によって生態系が成立している。
	世界遺産のクライテリア(評価基準)	世界遺産リストに登録されるためには、「世界遺産条約履行のための作業指針」で示されている下記の登録基準のいずれか 1 つ以上に合致するとともに、真実性(オーセンティシティ)や完全性(インテグリティ)の条件を満たし、適切な保護管理体制がとられていることが必要である。なお、2005 年より文化遺産と自然遺産が統合された新しい登録基準に変更されており、下記基準の(i)から(vi)で登録された物件は文化遺産、(vii)から(x)で登録された物件は自然遺産、文化遺産と自然遺産の両方の基準で登録されたものは複合遺産となる。 世界遺産の登録基準 (i)人間の創造的才能を表す傑作である。 (ii)建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある期間にわたる価値観の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示すものである。 (iii)現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在(少なくとも希有な存在)である。 (iv)歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景

コメントの追加 [修正の背景24]:
 海域 WG 意見:
 修正を提案 (p1 と同様)

		立地のこと。冬季季節風の風上側（北西ないし西側）にみられる。ミネズオウやコメバツガザクラなどの低木や蘚苔類、地衣類、多年生草本などが生育する。（「知床の植物 I 斜里町立知床博物館編斜里町・斜里町教育委員会 2005」より抜粋（一部改変））
	モニタリング	自然環境、生態系の変化を早期に察知することを目的として長期的な調査、観測を実施すること。
	溶融硫黄	温度上昇により融解した硫黄のことを指す。硫黄山は 19 世紀半ばから 4 回の噴火が記録されており、噴火はいずれも北西側の中腹爆裂火口から多量の溶融硫黄を水蒸気・熱水とともに噴出するという特異なものであった。1936 年の噴火はそれ以前の噴火に比べ、はるかに大規模であった。36 年の噴火で多量のエネルギーを消費したため、すでに 70 年という長い休止期が続いていると考えられている。（「知床の地質斜里町立知床博物館編斜里町・斜里町教育委員会 2007」より抜粋（一部改変））
	流氷	海氷（海水が凍ったできた氷の総称）の内、流動しているもの。岸からへばりついて動かない海氷は定着氷という。海氷の多くは流氷であるが、学術的には、より一般性のある海氷という言葉を使用することが普通である。（cf. 季節海氷域）
	林分	樹種及び林齢などがほぼ一様で、隣接する森林と区別できるような条件を備えた森林のこと。
	<u>サケ類</u>	<u>サケ類は、サケ属魚類である「サケ」、「カラフトマス」、「サクラマス」の 3 種のことをさす</u>
	<u>サケーシロザケ</u>	<u>以前までシロザケと表記していたものは、標準和名であるサケと表記</u>

巻末4 主な保護制度及び関連計画等について

知床世界自然遺産地域 管理計画
遺産価値を将来にわたり適正に保全・管理していくための基本となる計画



管理計画に位置づけ

遺産価値の管理を担保する主な保護制度

主な保護制度	知床に関する対象	知床の管理に関する主な法定計画
自然公園法	知床国立公園	知床国立公園公園計画 知床国立公園管理計画◆(①) 知床国立公園知床生態系維持回復事業計画 知床五湖利用調整地区利用適正化計画◆
自然環境保全法	遠音別岳自然環境保全地域	遠音別岳自然環境保全地域保全計画
国有林野の管理経営に関する法律・国有林野管理経営規程	森林生態系保護地域	知床森林生態系保護地域管理計画
森林法	保安林	—
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	知床鳥獣保護区	国指定知床鳥獣保護区計画 同 知床特別保護地区計画 同 知床特別保護指定区域計画
	遺産地域全域を含む	第二種特定鳥獣管理計画 ・北海道エゾシカ管理計画(②) ・北海道ヒグマ管理計画(③) 北海道指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画
鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律	遺産地域全域を含む	斜里町鳥獣被害防止計画 羅臼町鳥獣被害防止計画 標津町鳥獣被害防止計画
絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律(種の保存法)	国内希少野生動物種	シマフクロウ保護増殖事業計画 オオワシ保護増殖事業計画 オジロワシ保護増殖事業計画
漁業法	遺産地域全域	—
水産資源保護法	遺産地域全域	—
海洋生物資源の保存及び管理に関する法律	遺産地域全域(海域)	—
文化財保護法	天然記念物	—
エコツアー推進法	遺産地域全域を含む	—
北海道知床世界自然遺産条例	遺産地域全域	—

注) ◆：法定計画ではないが、法制度に基づいて策定された計画

遺産価値の適正な保全・管理のための関連計画等

■遺産価値の順応的管理のための計画

知床世界自然遺産地域長期モニタリング計画
順応的管理に必要なデータを得るための基本方針、モニタリング項目、評価基準及び評価方法等を示した計画

■遺産価値の利用のための計画・ルール等

知床岬地区の利用規制指導に関する申し合わせ
知床岬地区へのレクリエーション目的での立入を抑制するための関係機関による申し合わせ

**知床国立公園先端部地区利用の心得
知床国立公園中央部地区利用の心得**
自然保護やリスクの軽減の観点から、利用者が留意すべき事項や禁止事項を定めた心得
【右記①に関連づけられた心得】

知床エコツアーリズム戦略
エコツアーリズムを含む観光利用の基本方針を定めた戦略

その他(主な自主ルール)
・羅臼湖ルール
・知床ローカルルール流氷
・羅臼遊魚船自主ルール
・野生鳥獣ウオッチング自主ルール

■遺産価値の保全のための計画

知床半島エゾシカ管理計画
エゾシカ個体群の適切な管理を通じて、遺産地域の生態系への過度な影響を低減することを目的とした計画【右記②の地域計画】

知床半島ヒグマ管理計画
住民の生活や産業を守り、利用者の安全と良質な自然体験の場を確保しながら、ヒグマの生態及び個体群を持続的に維持することを目的とした計画【右記③の地域計画】

知床半島ヒグマ管理計画アクションプラン
知床半島ヒグマ管理計画に基づき、年次別の具体的な行動を定めた計画

**知床世界自然遺産地域多利用型統合的
海域管理計画**
海洋生態系の保全と、持続的な水産資源利用による安定的な漁業の営み及び人間活動による適正な利用の両立を目的とした計画

相互に整合を図りながら
管理を実行